

第3章 環境施策の展開

1 施策展開の基本的考え方

環境問題が、工場や事業場を発生源とする産業型公害問題から、生活排水による河川・湖沼の汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染などの都市・生活型公害問題へ、さらには地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の問題に移行していく中、本県の最初の環境基本計画が平成9年に策定されました。これにより、従来の規制的手法による施策に加え、「循環型社会の実現に向けた取組」「環境に配慮した自主的な取組とパートナーシップ」などの視点を加えて環境施策が推進されてきました。

21世紀に入り、環境問題は、わたしたちの生存そのものを揺るがしかねない問題であるという認識の下、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、資源の高度な循環やエネルギーの効率的利用などに支えられた、最適生産・最適消費・最小廃棄を基調とする持続可能な社会の構築を目指し、第2次静岡県環境基本計画が、平成14年度からスタートしました。当時の環境問題の特性として、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出や、生活排水による水質汚濁など、わたしたちのだれもが原因者にも被害者にもなり得ることが指摘され、計画は「社会を構成するあらゆる主体によるあらゆる場での環境保全に向けた取組を加速させること」を意識して策定されました。

そして、現在、地球温暖化問題が深刻さを増す中、100年に1度といわれる世界的経済不況に見舞われたのを機に、環境対策で経済を浮揚させる取組が世界各地で行われています。豊かな自然やさわやかな空気などの良好な生活空間の保全と、快適な日常生活を維持・創造していくために新しい技術が開発・導入され、その新技術の普及が経済成長や地域の活性化をもたらす「環境と経済の両立の実現」に向け、「環境を資源として活用する」という考え方を大きな柱として、施策を展開していきます。

2 施策の方向性

国全体が温室効果ガスの大幅な削減を目指す動きがある中で、それを実現するためには、日々の生活や事業活動を、地球環境の視点で変えていかなければなりません。私たち人類は、この地球上で、あらゆる生き物とともに支えあって生きています。自然と調和した生活や事業活動の必要性を一人ひとりが改めて認識し、謙虚さや思いやりなどの道徳観、“もったいない”の精神、自然を畏敬する心など、大切にすべき日本人の資質を活かし、県民、事業者、行政などすべての主体が「知っている」から「行動する」主体となって、環境配慮型の暮らし方や事業活動に変革することが重要です。

そうした暮らし方や事業活動が継続し、広がることにより、環境配慮型のライフスタイルやビジネススタイルが“文化”と言えるまでに定着することで、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会に向けた取組が、一層促進されることを目指します。

施策の展開にあたっては、「環境と経済の両立」「個人や企業の行動への働きかけ」「継続と広がり」「地域資源の再認識と活用」などの視点で、幅広い政策手段により戦略的に行っていきます。

3 将来像のイメージと施策の展開

I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

【10年後の社会のイメージ】

資源の枯渇や、地球温暖化の深刻さがクローズアップされる中、私たちには、「環境に関心を持つこと」から「環境保全に向けて行動すること」が期待されています。

県民一人ひとりが、私たちの社会経済活動は自然の恵みのもとに成り立っていることを理解し、それを維持していくためには、環境負荷の少ない暮らし方や事業活動に、まずは変革することが重要です。

さらに、県民、NPO、事業者、行政などのすべての主体が相互の連携を強化して、そうした暮らし方や事業活動を継続し、広げることにより、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが“文化”と言えるまでに定着することが求められます。

そのような、日々の暮らしや事業活動が、“環境”をキーワードにして動き、環境への取組が定着している10年後の社会のイメージを次のように提示します。

県民誰もが、「環境」を意識し、環境負荷の少ない行動を心がけ、実践しています。個々に行われていた環境教育・環境学習や環境保全活動に広がりが見られるとともに、環境に配慮した事業活動が普及するなど、地域における環境のネットワークが広がっています。

環境に配慮した製品やサービスを提供する、環境と調和した産業の創出により、持続可能な社会が構築されるとともに、地域経済が活性化しています。

【イメージの目安となる指標（目標）】

（目標値は、平成32年度の値です。）

すべての県民が、日ごろから、節電、節水、リサイクル、地域の清掃、緑化、自然保護活動などの環境にやさしい行動や活動をしています。

（参考）H21「環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合」76.7%。

140以上の企業が、地域との協働により、森づくりを進める「しずおか未来の森サポーター」として活動しています。

（参考）H21「しずおか未来の森サポーター企業数」22社。

2,600以上の事業所が、エコアクション21などの環境マネジメントシステムに取り組んでいます。

（参考）H21「エコアクション21やISO14001の取得事業所数」1,379件（内訳EA21：606、ISO14001：773）。ISO14001は、第2次計画の進行管理では推計値を利用していました。第3次計画から日本適合性協会の公表数値を利用します。

【施策の展開】

1 環境にやさしい暮らし方の実践

環境にやさしい暮らし方を学ぶ

1960年代の高度成長期の産業型公害への対応は、規制強化や公害防止技術の発展等により、一定の成果を上げました。しかし、地球温暖化を始めとする今日の環境問題は、私たちのライフスタイルと密接に関係していることから、県民一人ひとりの環境保全に対する理解を深めるとともに、これからの環境にやさしい暮らし方を考え、実践していくことが求められています。古くからものを大切にする文化を育んできた日本人には、それが可能ではないでしょうか。

地域のリーダー等を活用し、環境にやさしい暮らし方への「気付き」「学び」の機会の充実を図ります。

一日環境家計簿の取組や二酸化炭素排出量の見える化を促す県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開するなど、ライフスタイルを見直す機会を提供し、県民の環境に配慮した暮らし方の実践を支援します。

「もったいない」の精神を高揚し、継承する機会を提供するため、体験型学習の指導法を習得できる講座を開設し、各地域におけるリーダーの養成を行います。(

1)

() の箇所にも同様の記載をしています。

あらゆる年代、あらゆる場において、体験を重視した学習の機会を充実します。

学校における社会科・理科・総合的な学習の時間等を活用し、横断的で系統的な環境教育の実施により、児童生徒の環境への理解を深めます。

インターネットや広報誌など様々な媒体を使って環境についての情報を発信し、県民などの環境の実践行動を促します。

コラム <大切にすべき日本人の資質>

日本は、資源が限られ、土地も狭い小さな島国なので、狩猟だけでなく、農作物を育てなければ人々は生きていけませんでした。

日本の複雑な地形と四季、豊富な雨は、栽培が可能な作物の多様性と主食の米の安定した供給を可能にしてくれましたが、大雨や台風、地震など丹精込めて育てた作物を全滅させてしまうような自然災害とも常に背中合わせでした。私たちの祖先は、その自然を「神」として祀り、崇め、畏れてきました。人間より偉いものとして、感謝の心を込め、お祭りをしていたのが日本の原風景です。

そんな自然を大切にする日本人の「謙虚さ」「礼儀正しさ」「思いやり」といった道徳観や“もったいない”といった精神を今一度見直し、大切にしたいものです。

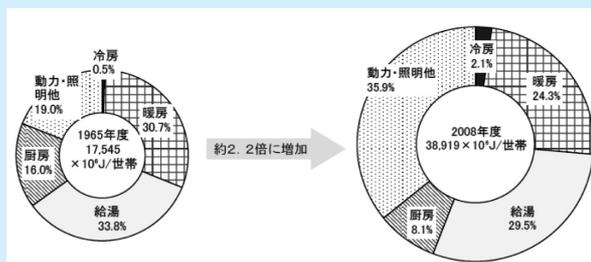
コラム <環境にやさしい暮らし方>

私たちの生活が地球にどれだけ負担をかけているかを数値で表わす方法の一つとして「エコロジカルフットプリント（EFp）」という指標があります。EFpは、一人が活動する上で必要なものを生産・廃棄するために必要な土地を「グローバル・ヘクタール（gha）」という理念上の面積に換算した数値で、日本人1人のghaは4.1ghaで、世界平均の1.5倍となっています。日本のEFpは67%が家計消費活動から生じ、食料（36%が最も大きな割合を占め、次いでサービス（19%）、交通（17%）、住居（15%）、商品（13%）となっています。

ところで、家庭のエネルギー消費量（2008年）を多い順で用途別に見ると、「動力・照明他（家電機器の使用等）」が最もエネルギーを消費し、次いで「給湯」、「暖房」、「厨房」、「冷房」の順となっています。この順番、意外だった方が多いのではありませんか。45年前には「暖房」「給湯」「動力・照明他」の順でしたが、家電機器の普及に伴い、「動力・照明他」の消費が大幅に増えました。

身近な消費行動の積み重ねが地球に負荷をかけているのですから、「食べ物を残さない」、「お風呂のシャワーを流しっぱなしにしない」など、本当に小さなことの積み重ねが環境への負荷を軽減することに気付きます。私たち一人ひとりが環境配慮の行動を習慣とし、意識しなくとも行動する、そんな環境にやさしい暮らし方をすることが必要です。

家庭における用途別エネルギー消費



(資料) エネルギー白書2010 (経済産業省編)

コラム 二酸化炭素排出量の見える化

二酸化炭素排出量の見える化とは、ある行動又は商品等の利用に伴う二酸化炭素排出量を定量化することを言いますが、家庭においては、どの部分で、どのくらいのエネルギーを使用したことにより、どのくらいの二酸化炭素が排出されたかを「見える化」し、排出削減に向けた取組を始めることが重要です。

県では、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携して家庭の省エネ診断の受診を促進するほか、家庭の二酸化炭素排出量が計算できるホームページを開発するなどして、日常生活における省エネ行動を促進します。

うちエコ診断をどうぞ <http://sccca.net/uchi-eco/index.html>

コラム < 県立磐田農業高等学校における環境教育への取組 >

県立磐田農業高等学校では「資源循環型社会の構築」を目指し、地域と連携しながら環境保全やバイオマスについて様々な研究を進めています。その中に「さとうきびの総合利用」があります。

さとうきびは生育が旺盛なイネ科植物で二酸化炭素の吸収量が極めて多く、また省力化栽培も可能であることから、生産流通科3年生15人が「課題研究」として、製糖、バイオ燃料、その残渣による和紙づくり等について総合的な研究を行いました。さとうきびは磐田農業高校の天竜農場で栽培し、黒砂糖を製造するとともに、エタノールの生成等も試みました。また、その際に出るさとうきびの残渣を生かし、「ざわわ紙」という和紙を作ることにも取り組みました。和紙づくりについては浜松市天竜区にある研究会と連携し、紙すきの手順や基本技術等を学びました。今後は、地域の特産品化に向け黒砂糖やエタノールの有効利用の研究、和紙づくりの技術を磨くとともに、資源保護の重要性について意識を高めていきます。



さとうきびを煮込み黒砂糖を製造している様子

コラム < 焼津市立小川中学校における環境教育への取組 >

焼津市立小川中学校では、市民でつくる焼津ホタル研究会の支援を受けながらゲンジボタルの人工飼育に取り組み、環境学習を進めています。

ゲンジボタルの人工飼育は、学校敷地の一角に造った人工河川と隣接した飼育小屋で行っており、生徒が主体的に取り組んでいます。

毎年、5月末頃から成虫に産卵をさせて、孵化した幼虫に餌のカワニナを与えながら約10か月かけて育てます。翌年の3月には幼虫を人工河川に放流し、5月には鑑賞会を催しています。

今後も、ゲンジボタルの人工飼育を通して、命の大切さや自然と人間との共生を考えることなどにより、自然環境保護の重要性に対する意識を高めていきます。



ゲンジボタルの人工飼育の様子

環境リーダー等の人材の活用

地域の環境を快適なものにしていくためには、地域住民自らが主体的に環境の向上に取り組むことが重要ですが、人口減少や少子・高齢化が進行する中、地域の活力の低下が懸念されています。地域の環境保全活動を進めるためには、これまで育成してきた環境学習指導員など多くの環境リーダーの活用が求められています。

養成した環境学習指導員を活用した学習の機会を充実します。

高齢化社会を見据え、退職者などの地域における活動を促進します。

地域における環境問題の解決への取組に携わる環境リーダーの活動を促進します。

「こども環境大使」として派遣された児童生徒を各学校における環境保全意識の啓発を進めるリーダーとして活用するなど、若年者の環境リーダーの育成と活用を進めます。

コラム < 環境学習指導員の養成と活用 >

地域での実践的な環境学習や環境保全活動のリーダーとなる指導者を養成するため、「環境学習指導員総合学習講座」を開催しています。また、環境学習指導員の資質向上のため、「環境学習指導員レベルアップ研修」も併せて開催しています。

地域の環境保全活動や学校等で実施される環境教育・環境学習を支援するため、環境学習指導員等を地域や学校の環境学習会等に派遣しています。

地域や学校、家庭などでの環境学習における要望に対して、人材や活動場所、行政等による支援策などの情報の適切な組み合わせを調整する役割を担う「静岡県環境学習コーディネーター」が、環境教育・環境学習の様々な相談に対応しています。

今後も、環境教育・環境学習を担う環境学習指導員の養成に努めていきます。



環境学習指導員による環境学習会の様子

コラム < こども環境大使 >

県と静岡新聞社・静岡放送は、県内の小中学生の環境問題に対する関心を高め、理解を深めるために、「こども環境作文コンクール」を開催しています。また、優秀な作文を書いた小中学生の中から選考により2人程度を「こども環境大使」として、エコツアーや環境交流活動などに派遣しています。子どもたちの環境保全活動への意識向上を図るとともに、新聞やテレビなどを通じて、県民に環境保全活動の実践に向けた取組を呼び掛けている。

今後も、子どもたちが環境や環境問題に興味や関心を持ってもらうための取組を進めていきます。



ハワイ州立環境学校での交流

(写真：静岡新聞提供)

県民や企業等との連携・機会の拡大

地域の環境の保全には、各主体がそれぞれの立場に応じた取組を実践することが重要ですが、各主体が連携することで取組の一層の効果が期待できることから、県民、企業、行政等との連携の推進と、連携機会の拡大が必要です。

さらに、越境する環境問題等に対し、隣県との協力や国際社会の一員として環境分野での国際交流や協力が求められています。

農山村と企業との新しいパートナーシップを目指して、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある協働活動の実現を目指す「一社一村しずおか運動」に取り組みます。

豊かな森林を次世代へ引き継ぐため、「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度を活用し、県民や企業等の参加による森づくりを促進します。

「しずおかアダプト・ロード・プログラム」、「リバーフレンドシップ」、「ふじのくに美農里プロジェクト」など、協働による環境保全活動を推進します。(5)

もの、人、技術など企業の優位性を活かし、地域社会に企業が溶け込んだ環境保全活動を促進します。

不法投棄の監視や希少野生動植物の保護など、越境する環境問題について、隣県や関係団体等と連携した対策を進めます。

中国浙江省と環境分野における幅広い交流と協力を推進します。

海外からの技術研修員の受入を推進し、JICA（独立行政法人国際協力機構）の行う青年海外協力隊、シニア海外ボランティアの派遣に協力します。

コラム <しずおか未来の森サポーター制度>

「地球温暖化防止」、「生物多様性」は環境のキーワードとなっていますが、「森林」は、本来の「木材生産」の役割に加え、二酸化炭素の吸収や生物の生息場所など様々な重要な役割を果たしています。県では、企業の環境・地域貢献に対する意識の高まりを森づくりにつなげるため、「しずおか未来の森サポーター制度」により企業の森づくりへの参加を促進しています。

「しずおか未来の森サポーター」制度では、企業に対して県有林を始めとした森づくり活動のフィールドの提供や県が仲立ちとなって学校林や森林所有者を紹介しています。また、森づくりへの取り組み方を紹介することで、企業の森づくりを応援しています。

さらに、平成21年度からは、印刷物に「間伐に寄与する紙」を使うことで、もっと手軽に森づくりに参加することができる「ふじのくに森の町内会」を制度のメニューに加えました。「間伐に寄与する紙」には、林地残材を運び出し、紙資源に活用する費用として紙1kg当たり15円が含まれています。

平成21年度末時点で22の企業や団体のサポートをいただいておりますが、今後も、より一層の県民や企業の森づくりへの理解と参加を促進していきます。



竹林整備の様子



間伐作業の様子

2 環境と経済の両立（ふじのくにグリーン・イノベーションの推進）

環境に配慮した事業活動の促進

国の調査（ ）によれば、環境への取組と企業活動のあり方について、8割の企業が「企業の社会的責任の一つ」と考えているように、環境に配慮した事業活動は、企業が社会の一員であるための要素の一つとも言えます。企業活動と環境保全が共存した社会の実現のため、そのような認識をもった企業をさらに増やすことが必要です。

（ ）「環境にやさしい企業行動調査」平成22年度環境省

エコアクション21など、環境マネジメントシステムの普及を促進し、事業所における環境負荷低減への取組を支援します。（ 1 ）

環境関連設備の導入への融資や利子補給により、中小企業の環境への取組を促進します。

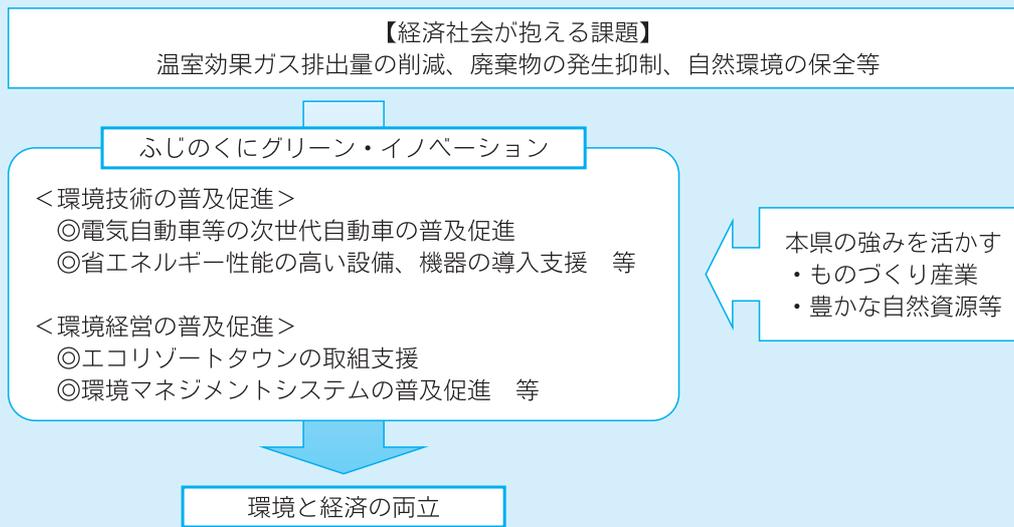
温室効果ガス排出削減の先進的な取組をしている事業者とパートナーシップ協定の締結や取組の広報により、環境配慮型の企業経営や温室効果ガスの排出削減を促します。（ 1 ）

コラム <ふじのくにグリーン・イノベーション>

地球温暖化の進行や資源の枯渇など地球規模での環境問題が懸念される一方で、日本の経済は低迷を続けており、経済社会が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとし、それを新たな成長につなげることが求められています。

このため、県では新たな成長に必要な環境技術や環境経営の普及促進により、環境と経済の両立を目指す「ふじのくにグリーン・イノベーション」を推進していきます。

具体的には、環境技術や環境経営の普及を図るため、電気自動車等の次世代自動車の普及促進や、豊かな自然環境を活用しながら、その保全にも努め、環境負荷を限りなく低減することにより観光地としての付加価値を高めるエコリゾートタウンの取組支援等を行います。



コラム <エコアクション21>

エコアクション21は、全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境省が策定した環境マネジメントシステムです。ガイドラインに基づき実際の環境負荷低減の取組を行い、その結果を公表する仕組みになっており、取り組みやすい認証・登録制度として普及が進められています。

本県では、事業者の環境経営の取組の進展により、全国有数の認証・登録数となっていますが、省エネ診断やセミナーの開催などにより、より一層の普及を図っていきます。



エコアクション21
認証マーク

環境と経済の調和を目指すモデル地域の形成支援

環境と経済が調和する地域の取組を広げるには、成功モデルが身近に存在すると取り組みやすく、効果的です。

官民一体となったインフラ整備や実証調査等により、電気自動車等の普及促進と、次世代自動車を活用した産業振興を支援する、「ふじのくにEV・PHVタウン構想」を展開します。(3)

豊かな自然環境を活用しながら、その保全にも努め、環境負荷を限りなく低減することにより観光地としての付加価値を高めるエコリゾートタウンの取組を支援します。

環境配慮型製品の普及促進

企業の環境配慮型製品の開発・投資の促進には、消費者の製品のニーズが欠かせません。賢い消費者の育成と併せて、需要を拡大する環境を整えることが必要です。

環境負荷の低減を促す環境ラベルの普及を通じて、消費者が環境負荷の少ない商品を選択できるようにします。

静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により新技術・新製品等の循環型ビジネスに関する情報発信を行います。また、静岡県環境ビジネス協議会と連携して、セミナー、研究会、見学会などの事業を充実し、企業・事業所等の環境への負荷の低減を図る活動を支援します。(1)

関係イベントへの出展、業界団体への訪問、申請出張相談の開催により静岡県リサイクル認定製品数を拡大させるとともに、認定製品の利用拡大と公共工事等における活用の促進を図ります。(1)

環境・エネルギー分野への参入・技術支援

平成22年6月に発表された国の新成長戦略では、強みを活かす成長分野として、環境・エネルギー分野を挙げ、環境関連新規市場の拡大や環境分野での新規雇用の拡大が期待されています。こうした動きをリードしていくため、県内企業の環境産業分野への参入支援が必要となっています。

様々な分野への参入支援セミナーや技術講習会の開催等により、関係情報の提供を進めます。(2)

技術力の向上を図る相談会の開催や技術アドバイザーを派遣します。(2)

新しい技術の製品化に向けた試作品の開発等に助成します。(2)

アドバイザー派遣や国内外展示会への共同出展などにより、販路の開拓を支援します。(2)

II 低炭素社会に向けた取組

【10年後の低炭素社会のイメージ】

石油や石炭などの化石燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが増えることにより、世界中の気候に影響を与える地球温暖化が大きな問題となっています。この問題を解決するためには、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年には現在の半分以下に削減しなければならないとされ、低炭素社会の構築が求められています。

このような中、快適な生活を維持しながら大幅な二酸化炭素の削減を可能とする社会への移行を実現するため、10年後の低炭素社会のイメージを次のように提示します。

日常生活や事業活動におけるエネルギー利用のあり方が見直され、次世代まで利用できる長期優良住宅や省エネ住宅の普及など、必要最小限のエネルギー使用で快適な日常生活や事業活動が行われています。

太陽や水、森林、温泉などの恵まれた自然資源を活用したエネルギーの地産地消が進み、自立型エネルギーシステムが築かれています。

コンパクトなまちづくりが進むとともに、公共交通機関へのシフトが進んでいます。次世代自動車の普及や情報通信技術を駆使した道路交通の円滑化が進み、運輸部門の二酸化炭素の排出量が減少しています。

適正な森林管理と木材の利用促進により山村が活性化するとともに、二酸化炭素高吸収品種等の研究など吸収源対策が進んでいます。

【イメージの目安となる指標】

(目標値は、一部を除き平成32年度の数値です。)

県内の温室効果ガスの排出量は、平成2年度比で、25%以上削減されています。

(参考) H2 (1990年度) の県内の温室効果ガス排出量 34,400千トン-CO₂。H20 (2008年度) の削減率は10.8% (森林吸収量含む)。25%には森林吸収として見込む2.5%を含みます。

県内の新エネルギー等の導入率は、10%を超えています。

(参考) H21の導入率5.1%。「新エネルギー等」には、太陽光、風力、廃棄物発電のほか、天然ガスコジェネレーションを含みます。

新車販売台数の20%以上が、電気自動車、プラグインハイブリッド車となっています。

(参考) H21の割合 0%。

県民の80%以上が、身近にある公園や歩道などの公共的施設の花や緑の量に満足しています。

(参考) H22の「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」53%。

森林の二酸化炭素吸収量の確保のため、毎年、10,800ha以上の森林が整備されています。

(参考) H21の整備面積10,971ha。整備面積は、間伐面積 + 保育面積 (下刈、枝打、除伐) + 森の力再生事業により整備した面積。目標値10,800haは、H27の目標値。

【施策の展開】

1 地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進

県民運動の推進

平成20年度の県内から排出される温室効果ガスは、基準年度としている平成2年度に比べて8.3%減少 (森林吸収量含まない) しましたが、二酸化炭素に着目すると、基準年度より0.7%増加しています。温室効果ガスの着実な削減に向けて、これまで以上に、一人ひとりの日々の取組が求められています。「持続性」、「広がり」にポイントを置いた県民運動の展開を図ります。

市町や関係団体と幅広く連携し、地球温暖化防止に向けた自発的な行動の参加と継続を促す県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開します。

関係団体と連携し、エコドライブの普及を図ります。

フロン回収・破壊法等に基づき、オゾン層破壊や地球温暖化の要因となっているフロン類の適正な処理を促進します。

コラム <ふじのくにエコチャレンジ>

ふじのくにエコチャレンジは、地球温暖化防止のため、温室効果ガスを2020年度までに1990年度比25%削減するという目標を掲げた「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に位置付けられた県民運動です。

平成18年度から平成22年度までは、県民運動「STOP温暖化アクションキャンペーン」により、多くの県民による多種多様な地球温暖化防止の取組を掘り起こしてきましたが、さらに高い目標を達成するため、「見える化」をキーワードの一つとして県民の皆様のライフスタイルの変革を促し、二酸化炭素削減の成果につながるような運動へと拡充していきます。



「ふじのくにエコチャレンジ」に参加しませんか

省エネ設備・機器の導入の促進

全体の削減に大きく寄与する産業部門での二酸化炭素の排出量削減の取組を一層促進するとともに、世帯の増加などによって二酸化炭素排出量が増加している家庭部門での省エネ対策を促進します。

家庭の省エネ診断や二酸化炭素排出量がわかるホームページなど日常生活における二酸化炭素排出量を把握する仕組みを活用し、家庭における省エネ行動を促すとともに、省エネラベルなど環境負荷の少ない商品の情報提供により環境にやさしい消費行動を促進します。

温室効果ガス排出削減の先進的な取組をしている事業者とパートナーシップ協定を結ぶなどして、事業者の先進的な取組を推進・広報するとともに、環境配慮型の企業経営の普及や「静岡県地球温暖化防止条例」の温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行を促します。(2)

国内クレジット制度などのカーボンオフセットの仕組みの活用や、無料の省エネ診断等により中小企業の低炭素化を促進します。

エコアクション21など、環境マネジメントシステムの普及を促進し、事業所における環境負荷低減への取組を支援します。(2)

県は、自らの設備機器更新にあたり、より省エネ性能の高い機種を選定するなど、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

コラム < 静岡県地球温暖化防止条例 >

私たちの日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制することによって地球温暖化を防止し、自然の恵みに満ちた地球環境を将来の世代に継承していくために、静岡県地球温暖化防止条例を制定しました（平成19年7月1日施行）。

< 主な内容 >

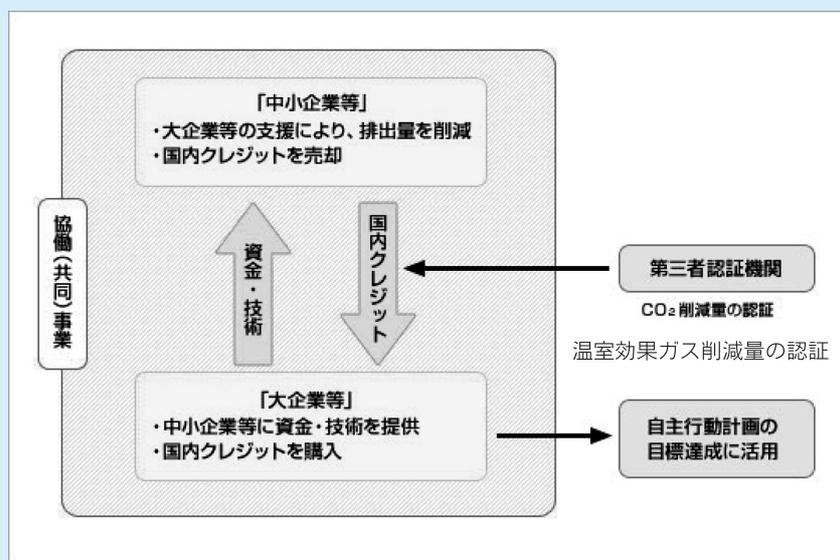
- ・ 県、事業者、建築主、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務
- ・ 相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者への温室効果ガス排出削減計画書及び報告書の提出を義務付け、これらの概要の公表
- ・ 自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書の提出を義務付け、これらの概要の公表
- ・ 電気器具の省エネルギー性能情報の表示・説明、新車の温室効果ガスの排出量、燃費等の説明
- ・ 一定規模の建物を新築する場合、建築物環境配慮計画書の提出及び工事完了の届出を義務付け、これらの概要の公表

コラム

<国内クレジット制度>

国内クレジット制度とは、大企業の技術・資金等を活用して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による削減量を第三者機関が認証し、大企業が自主行動計画の目標達成等のために活用する制度です。また、中小企業のみならず、農林（森林バイオマス）、民生部門（業務その他、家庭）等における排出削減も広く対象となります。

県内では、重油から天然ガスや木質バイオマスへのボイラーの燃料転換や、ヒートポンプ導入による空調設備の更新などによる取組事例があります。



建築物の省エネ化・長寿命化の推進

住宅や事務所建築物の断熱化を進め、空調機器の利用に伴う二酸化炭素の排出量を抑えるとともに、建築物の建替えによる建設廃材処分等の環境負荷軽減のため、建築物の長寿命化、再生利用の普及を図ります。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、建築物の熱損失の防止や空気調和設備等に関するエネルギーの効率的利用のための措置について提出される届出書の確認により、建築物の省エネルギー対策を推進します。

「静岡県地球温暖化防止条例」に規定している建築物環境配慮制度に基づき、建築物の総合的な環境性能の評価について提出される「建築物環境配慮計画書」の確認や公表により、建築主等の環境配慮への意識高揚や環境性能に優れた建築物の整備促進を図ります。

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」の普及促進を図り、良質な住宅のストックを次世代に継承することによって、住宅の解体・建替えによる建設廃材処分等の環境負荷の低減を図ります。

木造住宅の耐震補強へ助成するプロジェクト「TOUKAI - 0」事業や県産材を活用した住宅リフォーム支援制度など、住宅リフォームに対する融資、助成などの各種支援制度の活用により、住宅リフォームの促進を図り、既存住宅の再生利用を推進します。

2 新エネルギー等の導入倍増

エネルギーの地産地消の推進

大規模発電所からの電力供給には、送電ロスなどの無駄が生じます。地域の自然資源を活用して生産したエネルギーを地域で消費することで、効率のよい自立したエネルギー需給システムが実現できます。このため、「エネルギーの地産地消」により自立する「新エネルギー先進県」を目指し、本県の豊かな自然資源を活用して新エネルギー等の導入を促進します。

日照環境に恵まれた本県にとってふさわしく、一般家庭でも導入しやすい太陽光発電を重点分野として位置付け、住宅用をはじめとする太陽光発電の導入を積極的に促進します。

地域内での電気や熱の融通を可能とする地域次世代エネルギーネットワークの構築を目指します。

新エネルギー等の仕組みや効果を見て学べる「次世代エネルギーパーク構想」を策定し、この構想を推進することなどにより、新エネルギー等の導入に向けた普及啓発を行います。

公共部門における新エネルギー等の率先導入を推進します。

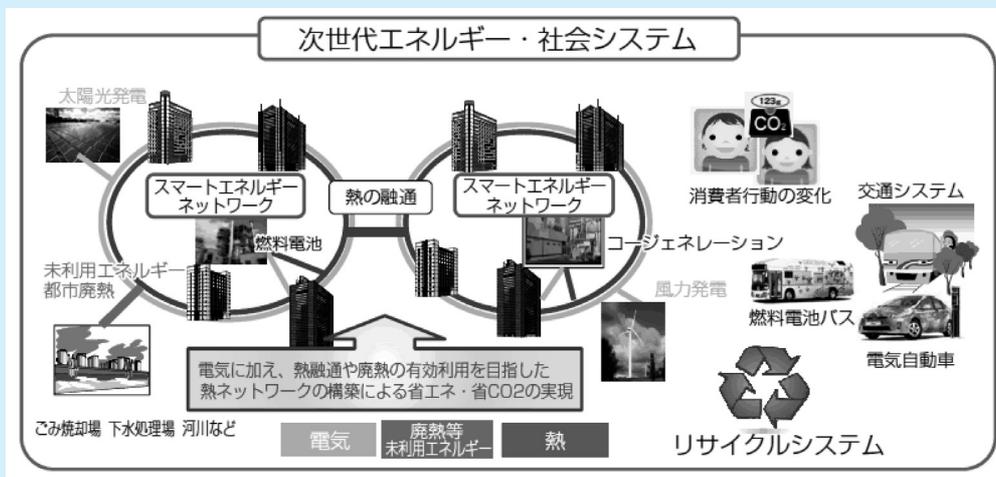
コラム <次世代エネルギー・社会システム>

地球温暖化防止対策として、太陽光などの再生可能エネルギーの導入は不可避ですが、再生可能エネルギーは天候等に左右され、出力が不安定のため、大量導入された場合には、地域的な電圧変動問題や周波数が不安定化するリスクがあり、現在の電力供給システムでは十分な受け入れ体制が整っているとは言い難い状況です。

このため、国においては、再生可能エネルギーが大量に導入された場合においても安定供給を確保できる強靱な電力ネットワークと地産地消モデルの相互補完ができる「日本型スマートグリッド」の構築に向けた検討が進められています。

さらに、電気だけでなく熱の有効利用も加え、電気や熱を地域間で融通することによって一層の省エネや二酸化炭素排出量の削減を目指す「次世代エネルギー・社会システム」の構築に向けた検討も始まっています。

こうした動きを踏まえ、本県においても、官民一体となった研究会を立ち上げて、地域次世代エネルギーネットワークの構築を目指します。



(資料) エネルギー白書2010 (経済産業省編)

技術開発支援

快適性を損なわずに低炭素社会等を実現するためには、技術の進歩が欠かせません。そのための企業の技術開発を支援します。

様々な分野への参入支援セミナーの開催、技術講習会の開催等により、情報の提供を進めます。(2)

技術力の向上を図る相談会の開催や技術アドバイザーを派遣します。(2)

新しい技術の製品化に向けた試作品の開発等に助成します。(2)

アドバイザー派遣や国内外展示会への共同出展などにより、販路の開拓を支援します。(2)

3 低炭素型まちづくりの推進・物流の効率化

コンパクトなまちづくりと交通の低炭素化の促進

一層の高齢化の進行が予測されている中、乗継利便性の向上など、公共交通機関の充実が求められます。これに伴い、パークアンドライドや自転車が利用しやすい環境を整えるなどして、道路交通の渋滞解消等と併せて低炭素化を促進します。

低炭素な都市空間の形成を促進するため、都市計画のマスタープランに低炭素都市づくりの観点を位置づけるとともに、集約型で暮らしやすい市街地の形成を進めます。

富士山静岡空港や新東名高速道路など大規模な交通基盤の新規整備に伴い、既存の交通基盤との連携を強化し、陸・海・空を結ぶ本県の新たな交通ネットワークの構築を推進し、併せて二酸化炭素排出量の削減を図ります。

自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、交差点改良や立体交差化、環状道路の整備、幹線道路のバイパス整備などの道路の渋滞対策を推進します。(5)
バスから電車への乗継ぎなど、公共交通機関同士の乗継ぎの利便性向上を促進するとともに、LRT（次世代型低床路面電車）などの新しい交通システムの導入調査や研究を促進します。

コラム < 自転車走行環境の整備 >

自転車は、通勤・通学、買物及びレジャーなど様々な目的で多くの人々に利用されています。近年では排気ガスを出さない環境負荷の少ない交通手段として注目され、健康志向の高まりもあって自転車利用者が増加しています。

その一方で、交通事故全数に占める自転車事故の割合は増加傾向にあり、特に歩行者対自転車の事故が著しく増加していることから、歩行者・自転車が安全で安心に通行できる環境の整備が求められています。

このため、県では、自転車道の整備や自転車専用通行帯の整備、自転車歩行者道での自転車走行位置の明示などにより歩行者と自転車を分離し、歩行者と自転車が安全で安心に通行できる環境の整備に取り組んでいます。



(国)414号（沼津市三枚橋）で整備された自転車道

交通安全施設の高度化や改良により、道路交通の円滑化に努めます。
モダルシフトなどによるグリーン物流の促進により、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

「ふじのくにEV・PHVタウン構想」の展開により、次世代自動車の普及など、地域の特性に応じた環境にやさしい自動車社会の構築を進めます。（ 2 ）

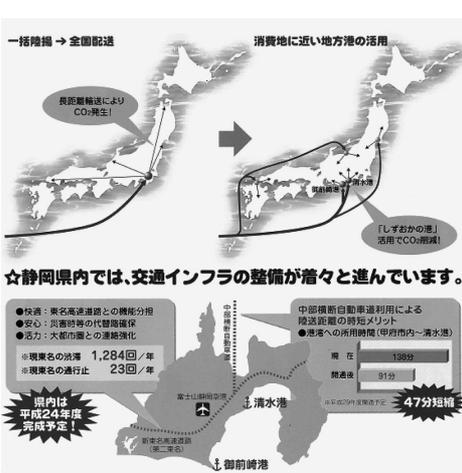
コラム < 港湾物流の拡大（モダルシフト）>

県では、港湾物流を拡大し、県内港湾の利用率を高めることにより、陸上輸送部分を内航海運などに切り替えるモダルシフトを推進し、物流のグリーン化による二酸化炭素排出量の削減を図っています。

静岡県は日本の真ん中に位置し、首都圏、中京圏などのアクセスも容易です。更に今後、中部横断自動車道の整備により、山梨県、長野県のアクセスも向上するほか、新東名高速道路なども開通が予定されています。こうしたことから、清水港、御前崎港を輸入拠点として活用することにより、陸上輸送距離の短縮による二酸化炭素排出量の削減が見込まれます。

清水港、御前崎港には、京浜や九州に向けた内港船が就航しています。関東地方から九州へ運ぶ場合など、トラックによる陸上輸送から、内航船による海上輸送へ転換することにより、経費削減や物流の効率化を図ると共に、二酸化炭素排出量の大幅な削減が可能になります。

輸入拠点としての利用で、陸送距離とCO₂排出量を削減！！



コラム < 「ふじのくにEV・PHVタウン構想」の推進 >

地球温暖化の防止や化石燃料依存の低減など、環境・エネルギー問題の切り札の一つとして、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）・電動二輪が注目を集めています。

本県は、東京・名古屋・大阪の大都市間に位置し、東名高速・国道1号などの大動脈を有する東西交通の要衝であり、また、製造業が盛んな全国屈指の「ものづくり県」でもあります。

そこで、これらの地域特性を活用してEV・PHV・電動二輪の本格普及を図るため、平成22年12月に、国の「EV・PHVタウン」のモデル地域の選定を受けました。

官民で構成する「ふじのくにEV・PHV普及協議会」を中心に、本県の地域特性を活かしたEV・PHV・電動二輪の普及促進やEV・PHV・電動二輪を活用した産業・観光振興などに取り組み、環境と経済が両立したふじのくにの実現を目指します。



太陽光・風力発電を活用した充電器

都市緑化の促進

都市部における緑は、植物の蒸散作用などによる気温上昇の緩和や、身近にある二酸化炭素の吸収源としての効果はもとより、地球温暖化対策の普及啓発にも大きな効果を発揮します。このため、市街地の気温上昇の抑制や二酸化炭素の吸収に寄与する都市緑化を促進します。

市町が策定する「緑の基本計画」等に基づき、都市公園及び緑地の整備、道路、河川、港湾などにおける緑化を推進します。

緑化関係団体と連携し、多くの県民が利用する公共的な空間の緑化を推進します。関係団体と連携し、県民に、緑のもつ様々な効果など緑の大切さを啓発します。

4 二酸化炭素の吸収源対策の推進

森林の適正管理等

二酸化炭素の吸収源としての森林の機能も発揮させるため、適正な森林の管理を進めるとともに、二酸化炭素の吸収源としても重要な役割を担っている藻場等の保全にも取り組みます。

健全な森林の育成に向けて間伐遅れの森林を解消し、森林吸収源対策を加速させるとともに、二酸化炭素を長期にわたって固定し得る森林づくりを推進します。

林内路網の整備や高性能林業機械の導入等による効率的な森林整備を推進するとともに、公共工事への間伐材の利用促進や間伐材の用途開拓等に取り組みます。(

3)

森林・林業及び木材の利用については、広く県民の理解を得ながら森林管理を社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要なことから、育樹祭等のイベントを通じた普及啓発や、県民や企業等による森林ボランティア活動への支援を行います。

より効率の高い二酸化炭素吸収源となる森林の形成に向けて二酸化炭素高吸収品種等の生産・育成技術の研究・開発に取り組みます。

海域の二酸化炭素吸収機能の確保にも貢献するよう、藻食性魚類の駆除など、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟の保全活動への取組を支援します。(

1、4)

コラム <二酸化炭素の吸収源対策>

森林は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を放出しながら炭素を樹体内に蓄え成長するので、地球温暖化防止に貢献する働きが評価されています。

また、木材は、製造に必要なエネルギーが少ないなど環境にやさしい資材であり、住宅等に利用することで、森林が吸収した炭素をさらに長く貯蔵することができます。

京都議定書においては、温室効果ガス削減目標の達成手段として、森林による二酸化炭素の吸収量の算入が認められました。

森林吸収源の算入対象となるのは1990年以降の活動に限られ、我が国の場合、適切な森林経営が行われている森林が中心となります。

県では、森林吸収源対策として10,800ha/年を単年度目標に、健全な森林の整備や保安林等の適切な管理・保全などを推進しています。



治山事業（本数調整伐）により適切に管理された保安林

Ⅲ 循環型社会に向けた取組

【10年後の循環型社会のイメージ】

資源の枯渇が懸念される中、都市鉱山という言葉に代表されるように、不用となったものの中には、有用な資源が存在しています。資源の枯渇による社会の行き詰まりを回避して、持続する社会を構築するため、私たちは、一つのものを大切に使い、使わなくなったものは次にどう生かすか、ということを考えていく必要があります。

また、廃棄や処分を減らす視点から循環型社会を考えるだけでなく、リサイクルしやすい製品の開発など、物の循環を考えたものづくりを進めることが求められています。特に、森林資源の豊かな本県にあっては、その循環利用を構築することは、社会の持続的発展に欠かせません。

水は、あらゆる生命の存続、環境や生態系の保全、そして社会経済活動の維持など人類の発展にとって必要不可欠な資源であり、良好な水循環の継続が求められます。気候変動や水供給施設の老朽化の進行などから、安定した水資源の確保と供給が重要な課題となっています。

ところで、循環型社会のキーワード「3R」は、マイバッグ運動や、ペットボトルの回収などに象徴されるように、社会に浸透してきました。今日では、リフューズ（過剰包装等を断る）やリペア（修繕して何回も使う）など、「R」をより細分化して使うことも見受けられ、県民の意識が、非常に細かいところにまで及んでいることがうかがえます。

このような中、廃棄物が少なく、物質の循環が確保された循環型社会の10年後のイメージを次のように提示します。

大切にすべき日本人の資質である「もったいない」の精神が継承され、定着しています。マイバッグやマイボトルなどの携行、持参が定着し、ごみの分別が徹底され、ごみの減量が進んでいます。

容器包装が簡素化された商品などを製造するメーカー、トレイを使用しないで商品を販売する小売店など、事業者も積極的にごみ削減に取り組んでいます。また、消費者も環境に配慮した商品や取組を行う店を選択しています。

路網整備等による効率的な森林整備が進展し、計画的な伐採と造林等が行われています。また、住宅などへの県産材の需要が伸び、森林資源の循環的利用が進んでいます。水源地の保全や地表水と地下水を一体的に捉えた水資源の適正管理により、健全な水循環が確保され、安定した水の供給と豊かな川の流れや湧水などの景観が県民生活にうるおいを与えています。

【イメージの目安となる指標（目標）】

（目標値は、一部を除き平成32年度の数値です。）

県民1人が1日に出す一般ごみは、944g以下となっています。
また、県内から排出される産業廃棄物は、年間11,624千t以下となっています。

（参考）H20の「県民1人1日当たりの一般ごみの排出量」1,049g、「県内から排出される産業廃棄物の量」11,993千t/年。944gと11,624千tは、H27の目標値。

「ふじのくにエコショップ登録制度」（ ）に登録し、簡易包装の推進、食べ残しの削減、修理サービスなど環境に配慮した取組を行う小売店、飲食店、宿泊施設は、750店舗を超えています。

（参考）H23.1月現在の「ふじのくにエコショップ宣言制度登録店舗」167店舗。目標値750店舗は、H27の目標値。

（ ）環境に配慮した取組を進める事業者と環境にやさしい消費行動等を実践する県民の橋渡しをする制度です。

食品残渣の飼料化、肥料化や古紙の再使用、再生利用などのシステムが18件以上取り組まれています。

（参考）H23.1月現在の「地域の特性に応じ、地域で発生した廃棄物をその地域内で再資源化する取組」9件。目標値18件は、H27の目標値。

本県のリサイクル製品認定制度で、品質等がリサイクル品として認められた製品は、80品目以上となっています。

（参考）H21までに「リサイクル認定製品と認められた品目数」17品目。目標値80品目は、H27の目標値。

県内の下水処理場から発生する汚泥のすべてが、堆肥等にリサイクルされています。

（参考）H21の「下水汚泥リサイクル率」86.4%。H30までにリサイクル率おおむね100%をめざし、以降100%を維持します。

県産材の木材生産量は、450千 m^3 以上となっています。

（参考）H21の「県内の森林から生産された木材生産量」265千 m^3 。目標値450千 m^3 は、H27の目標値。

1年を通して、水道水が安定供給されています。

(参考) H21の「水道水が断減水することなく供給された日数」359日。

【施策の展開】

1 3Rの推進

リデュース・リユースの促進

私たちの生活は、エネルギー資源をはじめとして農作物、木材、金属などいろいろな資源の利用によって成り立っています。持続的な資源の利用が可能となるよう、資源の形成と消費のバランスを維持するよう促します。

ごみの減少傾向を定着させ、一層推し進めるために、ごみ排出量を“さらに1割”削減することを目指した運動を展開します。

「もったいない」の精神を高揚し、継承する機会を提供するため、体験型学習の指導法を習得できる講座を開設し、各地域におけるリーダーの養成を行います。(1)

環境負荷の少ないライフスタイルを求める消費者と3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供に取り組んでいることを伝えたい小売、飲食店、ホテルなどの事業者とを結ぶ「ふじのくにエコショップ宣言制度」を拡大します。

廃棄物発生量の全体への影響が大きい多量排出事業者に対し、発生抑制の指導を強化します。

県も一事業者として、県の事務、事業において環境に配慮した事務用品や資材等の計画的導入などにより、率先して環境負荷の低減を図ります。

コラム < 3 R の概念 >

環境への負荷ができる限り軽減された「循環型社会」を形成するためには、Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）によるごみ減量への取組が重要ですが、この3つの言葉の頭文字をとって、3 R（スリーアール）と呼んでいます。

3 Rの考え方は、まずはごみを出さない「リデュース」が優先され、続いて繰り返し物を使う「リユース」、最後に不要になった物を原料として利用する「リサイクル」とされています。

最近では、リフューズ、リターン、リペア等の様々なRを含め、“4 R”や“5 R”の取組も進められていますが、本県では、これら多様なRを含む広い概念として3 Rを解釈しています。

3 Rの概念と取組例

Reduce（リデュース：発生抑制）

Reduce（リデュース：ごみを減らす）
なるべくごみを発生させないようにする。
Refuse（リフューズ：ごみになるものを断る）
レジ袋をもらわない。
Rethink（リシンク：本当に必要なものか再考する）
不必要なものを買わない。
Return（リターン：使用后、購入元へ戻す）
物流には段ボールでなくプラスチックコンテナを使用し、購入元へ戻す。

Reuse（リユース：再使用）

Reuse（リユース：ものを繰り返し使用する）
リターナブルびんなどの再使用可能な容器を使った商品を購入する。
Repair（リペア：修理して使う）
故障した家庭用電気器具を直して使う。
Rental（レンタル：所有せずに借りる）
チャイルドシートなどのベビー用品を借りる。
Reform（リフォーム：古くなったものを改良する）
着なくなった服を作り直して着る。

Recycle（リサイクル：再生利用）

Recycle（リサイクル：再び資源として利用する）
ペットボトルを回収し、繊維原料として利用する。
Refine（リファイン：ごみを混ぜて捨てずに分別する）
紙類を可燃ごみと分別し、資源回収に出す。
Rebuy（リバイ：再生品を購入する）
古紙を原料としたトイレトペーパーを利用する。

コラム < ふじのくにエコショップ宣言制度 >

ふじのくにエコショップ宣言制度とは、環境配慮の取組を行っている県内の販売店、飲食店、宿泊施設をふじのくにエコショップ宣言店として登録し、県のホームページに掲載して広く利用を呼びかけていく制度です。

販売店等は、自らの環境配慮の取組を県のホームページを通じて消費者へPRすることができ、消費者も今まで簡単には探すことができなかったサービスの検索ができるようになります。

これにより、販売店等の環境配慮の取組が促進され、社会全体としても更なる廃棄物の削減、環境負荷の低減につながることを期待されます。

【登録されている情報の例】

地元産の野菜の提供、マイバッグ持参でポイント、マイ箸の人には50円引、マイボトル持参の方にお茶1杯100円で提供、小盛りメニューの設定、賞味期限の短くなった商品を格安販売、理由あり商品（皮むけなど）の販売、自転車・バイクの修理再生、工場等での材料の切れはしをサービス販売、傘・靴・鞆の修理、みその量り売り、など



<http://ecoshop.pref.shizuoka.jp/>

コラム < 県庁のごみ削減 >

県では、本庁全館で「ごみ削減作戦」を実施しています。平成17年度から取り組み、平成22年度には、平成15年度の実績から概ね2割のごみを削減できる見込みです。

< 取組内容 >

○ごみ箱の撤去及び専用ダストカートの設置

事務室内に設置されていたごみ箱を撤去し、フロアごとに専用ダストカートを設置することにより、ごみを安易に捨てる意識を変えることで分別意識を強くしています。また、庁内で統一した分別表示を掲示することで、ごみ分別の徹底を図っています。

○文書リサイクルシステムの導入

庁内に高濃度溶解処理装置を設置し、機密文書の処理を自ら行い、再生原料として売却しています。

○売店のレジ袋削減

容器包装廃棄物のより一層の削減を目的に、ごみゼロアイデアコンテストの優秀作品を採用し、庁内売店において、「マイバッグの貸出」を実施し、レジ袋削減の取組を進めています。

○分別徹底～私物ごみ持ち帰り運動～

私物ごみ（弁当容器、ペットボトルなど）は、すべて持ち帰りを原則としています。



リサイクルシステムの様子



マイバッグの貸出

リサイクルの徹底

循環型社会の形成のための法律の円滑な推進と企業におけるリサイクルの自主的な取組を促進し、リサイクルの徹底を図ります。

経済団体や業界団体と連携して、事業規模や業種の特性に応じた3Rの方策の周知を図り、廃棄物削減等の取組を促進します。また、先進的に3R活動に取り組んでいる企業の取組を積極的に紹介し、普及に努めます。

廃棄物処理法に基づく廃棄物再生事業者の登録制度を活用するとともに、リサイクル関係事業者の登録を促進することにより、優良な廃棄物再生事業者の育成を図ります。

廃棄物処理、排水処理等の環境保全技術の研究・開発に取り組みます。

地域循環圏の構築

資源循環への取組には、発生する廃棄物は、地域ごとに特性があることを理解する必要があります。地域の特性を活かし、地域で発生した廃棄物を再資源化する地域循環圏の構築を促進します。

家庭、旅館や飲食店などにおいて発生した食品残渣を飼料化・肥料化し、地域内で家庭菜園や農業に活用したり、古い家具や古紙などの資源の再使用・再生利用を促進します。

食品残渣や木質バイオマスなどをエネルギーとして地域で活用する仕組みづくりを促進します。

循環型ビジネスの拡大

環境にやさしい製品・技術・サービスなどの情報発信や技術交流・研究等の促進、静岡県リサイクル製品認定制度による環境に負荷の少ない製品の普及などを通して循環型ビジネスの振興を図ります。

循環資源の再利用について試験研究機関と連携して調査・研究し、再生利用事業の実施に向けて、民間事業者に提案します。

静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により循環型ビジネスに関する新技術・新製品等の情報発信を行います。また、静岡県環境ビジネス協議会と連携して、セミナー、研究会、見学会などの事業を充実し、企業・事業所等の環境への負荷の低減を図る活動を支援します。(2)

業界団体への訪問や申請出張相談の開催を通じて、静岡県リサイクル認定製品数の拡大に努めるとともに、認定製品の利用促進と公共工事等における活用を図ります。(2)

2 廃棄物の適正処理の推進

適正処理の推進と不法投棄の未然防止

法律や「産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく許認可などの厳格な審査や立入検査を行うとともに、電子マニフェストの普及等により、産業廃棄物の適切な処理の推進を図ります。

市町等が設置する一般廃棄物処理施設の整備の支援や維持管理等の指導を行うことにより、一般廃棄物の適正処理を確保します。また、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、適正処理を確保するための指導や監視を強化します。

電子マニフェストの普及など産業廃棄物処理業者の情報公開の徹底により、優良基準適合業者数を増やし、適正処理体制を確保します。

廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見のため、パトロールの実施や監視カメラの運用を行うとともに、市町・県民と連携して監視体制を強化します。また、神奈川県や山梨県との連携による、県境を越える不法投棄の監視を実施します。

コラム < 不法投棄撲滅作戦 >

産業廃棄物の不法投棄は、富士山麓を中心に県内各地で発生しています。不法投棄は、環境に悪影響を与えるおそれがあることに加え、廃棄物の処理制度を揺るがす要因となります。不法投棄を未然に防止し、また、早期に発見するために、パトロールや監視カメラの設置、不法投棄110番の開設、キャンペーン等、様々な対策を実施しています。



空や海からもパトロールを実施

各産業分野におけるリサイクルの推進

産業分野ごとのリサイクルを進めることは、各産業の持続性を確保する上で大変重要です。排出量が多い建設廃材や恒常的に排出される食品廃棄物などのリサイクルを促進します。

公共工事におけるリサイクル認定製品の利用や、資材の再資源化を推進します。再生肥飼料の品質の安定・安全性の確保や、再生肥飼料の受入農家の確保及び流通体制の構築を進めます。

水産加工業では、残渣処理施設を整備し、水産加工残渣を飼肥料化することで、再資源化を推進します。

3 資源の循環利用の促進

森林資源の循環利用の推進

森林資源の循環利用推進のため、効率的な林業生産体制を確立し、計画的な森林施業による地域材の安定供給体制の整備を進めます。

これまでの小規模・分散的な林業生産活動による供給体制を見直し、森林施業の集約化を図り、計画的・効率的な森林整備や木材生産を支援します。(4)

路網の整備と高性能林業機械の導入により、低コストで効率的な施業を推進し、生産性の向上を図ります。(4)

県産材の利用促進

県産材の需要と供給を一体的に創造することにより、県産材の一層の利用拡大を進めます。

生産に適した森林における安定供給の体制を整備します。
安定供給を担う森林技術者を育成、確保します。
原木市場を通さない流通の確立など、県産材の流通改革を進めます。
県産材の製材・加工体制を拡充します。

「しずおか優良木材」やJAS製品等の品質が確かな製材品の利用を拡大します。
住宅産業などのニーズを捉えた新たな技術や製品を開発します。
公共部門において、県が率先して県産材の利用の推進を図ります。

コラム <しずおか優良木材を使った家づくり>

戦後植林したスギ・ヒノキの人工林のほとんどが、現在使うことのできる大きさにまで成長しています。これらは、水源かん養や災害の防止、二酸化炭素の吸収など、私たちの暮らしに恵みをもたらしながら、経済的にも活用できるように先人が積み重ねてきた努力の賜物です。ここから生産される木材は、生活にうるおいと豊かさを与えるものであり、森林・木材と私たちは密接な関係で結ばれています。

全国的にも森林資源が豊かな本県では、一流の「ものづくり」と「ものづかい」を組み合わせ、県産材の生産と利用を増やすことにより森林資源の循環利用の促進を目指しています。

安心して県産材製品を使っていだけるよう、寸法、乾燥、強度といった基準を設定し、それをクリアした品質の確かな県産材製品が、“しずおか優良木材”です。県では、“しずおか優良木材”を使った家を取得する方に対し助成し、県産材の利用を進めています。



しずおか優良木材を使った家

未利用資源の利用促進

未利用資源の循環利用を促進するため、林地残材や下水汚泥などの有効活用を図ります。

下水汚泥の再生利用の促進とエネルギー利用の検討を進めます。

路網の整備等により、低コストで効率的な林業の施業を推進し、林内に放置された間伐材や林地残材の利用促進を図ります。(4)

水産物等の未利用部位を有効利用する技術の研究・開発に取り組みます。

4 水循環の確保

表流水の水利調整

主要水源を天竜川及び大井川に依存している県中西部地域において、渇水傾向時の給水制限を回避するため、利水者間の水利調整を行うとともに、流域単位での水需給の把握や合理的な水利用を推進します。

天竜川及び大井川水系のダム貯水量及び河川流況の監視を行い、関係利水者間で早めの節水対策を実施します。

生活圈や流域圏単位での水需給バランスの調査分析を実施し、地域の実情に応じた水利用について検討を進めます。

水資源の有効利用と適正管理

限られた資源としての水の有効利用を推進するため、地下水の適正利用を指導するとともに、節水意識の高揚を図る積極的な啓発活動や気候変動等を見据えた水資源安定確保の検討を行います。

観測、調査により、地下水位や塩水化の状況などを継続的に監視します。

「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づく揚水規制等により、地盤沈下、塩水化などの地下水障害を防止します。

積極的な啓発活動を通じて、地域ぐるみの節水及び水質保全意識の高揚を図るとともに、工場等における雨水・再生水の利用普及など水の循環利用を促進します。

気候変動を加味した長期的な水需給のバランス評価等を行い、総合的な水資源管理の検討を進めます。

コラム < 地下水の観測調査 >

良質な水資源である地下水は、生活用水、農業用水、工業用水などに用いられ、私たちの生活や経済活動を支えています。けっして無尽蔵ではありません。使いすぎれば、地下水位の低下や地盤沈下、海岸部における塩水化など、様々な地下水障害が発生するおそれもあり、国民共有の資源としての適切な管理が必要です。

このため、県では、独自に条例を制定し、地域を指定して揚水規制を行うとともに、地下水位（13地域、155箇所）、塩水化（10地域、330箇所）、地盤沈下（6地域）の状況を定期的に観測、調査しています。

地下水位及び塩水化については、全体的には鎮静化又は回復の傾向を示しており、また、地盤沈下については、平成3年度に伊豆の一部で年間20mmを超える沈下が観測されて以降は、大きな変動は見られていません。



地下水位観測施設（豊岡）

コラム < 節水意識と実践のすすめ、出前講座「水の教室」 >

近年、地球規模の気候変動や人口増加、都市化の進展に伴い、世界は「水の危機」に直面していると言われています。

「少なくなって初めて知る水の大切さ。」となる前に、私たち一人ひとりが水の大切さを改めて考え、生活の中で節水を実践していくことが、これまで以上に必要になっているのではないのでしょうか。

県では啓発活動の一環として、次代を担う小学生に対し、出前講座「水の教室」を実施しており、わかりやすい授業に高い評価を受けています。平成22年度は、51校 3,300人以上の子どもたちと一緒に「水の大切さ」を学びました。これからも「水の教室」を継続して実施していきます。

また、毎年4～5月に、小中学生を対象として「水の週間記念作文コンクール」を開催しています。皆さんの作品をお待ちしています。



出前講座「水の教室」の様子

安全で良質な水（水道水、工業用水、農業用水等）の安定供給

県民生活と経済活動を支える基本的な資源である安全で良質な水の安定供給のため、施設の適切な維持管理に努めるとともに、災害時においても断水することのない施設の整備を促進します。

各水道事業者に対し、水道水源から給水栓に至るまでの水質の管理及び施設の適正な維持管理を指導します。

災害時の給水確保に向け、優先順位を付けた水道施設の耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を実施するよう各水道事業者を指導します。

水道施設の老朽化が進行しているため、国の補助制度などを活用した計画的な更新を促進します。

工業用水及び水道水の安定的な供給機能を確保するため、計画に基づいた耐震化や老朽施設の更新を図りながら、水質の管理及び施設の適正な維持管理を行います。農業用水の安定的な供給機能を確保するため、農業用水施設の適正な維持管理・改築更新のため必要となる費用の最小化や平準化を図るストックマネジメントにより、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進します。

生物の営みや県民の様々な活動を維持していくために必要な河川の正常流量を確保するため、既設の多目的ダムの適切な管理と生活貯水池の建設を推進します。

森林の持つ水源かん養機能の確保

森林の荒廃による自然の持つ水源かん養機能の低下が懸念されていることから、適正な森林整備の促進に加え「緑のダム」としての役割が大きい上流域の森林を水源かん養保安林に指定するなど、水源地域の森林の保全・整備を進め、安定的な水の確保に努めます。

小規模かつ分散した森林施業の集約化を図るとともに、整備が遅れている森林の情報把握、森林所有者に対する間伐支援、低コスト間伐手法の普及などにより、森林所有者の適切かつ計画的な森林整備を促進します。

「もりづくり県民税」を財源として、荒廃した森林の整備を進め「森の力（水源かん養機能等）」を回復させる森の力再生事業を継続して実施します。

森林の機能を維持・保全するため林地開発許可制度の適正な運用とともに、水源かん養保安林等の適正な配備をし、保安林の目的に即した治山事業を推進します。

IV 自然共生社会に向けた取組

【10年後の自然共生社会のイメージ】

わたしたち人類は、生物から多くの恵みを受けて生活しています。

世界レベルでは、生物種の減少や森林の減少等により、「2010年までに生物多様性の損失速度を著しく減少させる」という目標達成は困難と評価され、2010年愛知県でのCOP10では、「2020年までに生態系が強靱で基礎的サービスを提供できるよう生物多様性の損失を止めるために実効的かつ緊急の行動を起こす」という生物多様性条約ポスト2010年目標が定められました。我が国においては、生物多様性への影響を回避あるいは最小にとどめ、その恵沢を将来にわたって享受できる持続可能な社会を実現するため、生物多様性基本法が平成20年から施行され、法に基づく「生物多様性国家戦略2010」が、平成22年に策定されました。

本県の優れた自然環境を保全し、次世代に伝えていくためには、森・川・海を守る取組を総合的に進めるとともに、環境や生態系に配慮した農林水産業の推進や里山の保全を行うなど、自然の資源を持続可能な状態で利用していくことが必要です。

このような中、自然と共生し、うるおいのある生活を送ることができる10年後の自然共生社会のイメージを次のように提示します。

生物の多様性が生活に豊かさをもたらす重要な要素であることを、広く県民が認知し、南アルプスの高山植物などの希少な動植物などが守られています。

貴重な自然を次世代に継承する意義が県民に広まり、NPOなどを中心として、本県の恵み豊かな自然を守る取組が富士山をはじめ、各地で展開されています。

自然とふれあう施設が活用され、体験を通じて、「自ら考え、調べ、学び、行動する」という環境学習が数多く展開されています。

地域の特徴を活かした農林水産業の振興によって、人の自然への関与が維持され、地域の自然が保全されています。

きれいな水、さわやかな空気のもと、うるおいある水辺、花、緑や、歴史や文化にも配慮した街並みなど、良好な景観に包まれた空間が、生活の身近な場や人々が訪れる場に確保されています。

【イメージの目安となる指標（目標）】

（目標値は、一部を除き平成32年度の数値です。）

生物多様性に寄与する自然公園、自然環境保全地域、希少野生動植物保護条例による生息地等保護区等は、90,079ha以上確保されています。

（参考）H21の自然公園面積：83,778ha、自然環境保全地域面積：6,301ha。

富士山の環境への負荷軽減や自然環境の保全等を図るための取組が着実に進んでいます。

（参考）H21の「富士山を守る指標の達成度」76。

県民の80%以上が、身近にある公園や歩道などの公共的施設の花や緑の量に満足しています。(Ⅱ再掲)

(参考) H22の「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」53%。

多くの県民が森の大切さを認識し、毎年、30,000人以上の県民が森づくり県民大作戦に参加しています。

(参考) H21の「森づくり県民大作戦参加者数」25,332人。

保安林の指定や森林整備により、340,000ha以上の森林が国土の保全や水源かん養などの多面的機能を発揮しています。

(参考) H21の「多面的機能を発揮している森林の面積」260,371ha。目標値340,000haは、H27の目標値。

水質汚濁と大気汚染についての環境基準は、ともに100%を満たしています。

(参考) H21の「水質汚濁と大気汚染についての環境基準の達成率」 水質95.8%、大気100%。

【施策の展開】

1 自然環境の保全

森・川・海の保全と復元

森、川、海が連続しているという認識の下、多様な生物の生息・生育場所であり、人が身近に自然を感じることができる憩いの空間でもある森林や河川、海岸等の保全と再生に取り組みます。

「もりづくり県民税」を財源として、県民との協働・連携により荒廃森林（放置竹林含む）の整備を進めます。

豊かな森林を次世代へ引き継ぐため、静岡悠久の森（県有林）を自然環境財として保全するとともに、県民や事業者等の森づくりの参加を促進します。

林地の開発に伴う災害の防止や、森林の環境保全機能の維持のため、「林地開発許可制度」の適切な運用を図ります。

干潟や湿地・砂浜など多様な自然環境の保全・再生を促進します。また、維持管理等を含め、県民との協働による保全・再生に努めます。

被災した森林の適切かつ迅速な復旧により保安林機能の回復を図ります。

藻食性魚類の駆除など、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動への

取組を支援します。(4 、 4)

大雨によって河川から流出した大量の流木、ゴミ等による海岸環境の悪化や漁業への支障を防ぐため、海岸漂着物を迅速かつ的確に処理するための支援を行います。温泉掘削等の許可及び立入・監視指導等を通じ、温泉資源の保護及び適正利用の促進を図るとともに、可燃性天然ガスに係る安全対策を推進します。

コラム < 森の力再生事業による荒廃森林の再生 >

県では、平成18年4月から「もりづくり県民税」を導入し、この税により荒廃した森林12,300haを、10年間で再生する「森の力再生事業」を実施しています。事業は着実に進んでおり、平成22年度末には約6,100ha(全体計画の半分程度)の荒廃した森林の整備を終える予定です。

整備後の森林では、草本・木本植物が表土を覆う割合が増え、雨滴による表土侵食が軽減され、また、発生した樹木の種類の増加や落葉層の発達により、生物多様性や保水力も高まりつつあり、「森の力」が回復する兆しが着実に現れています。

引き続き、荒廃した人工林の整備を進めるとともに、今後は、荒廃が進んでいる県民生活に身近な竹林の整備を拡充していく計画です。

○整備3年目の植物の発生状況

年度	草本・木本植物が表土を覆う割合	発生した樹木の種類
平成18年度(整備直後)	15%	18種類
平成21年度	50%	51種類

草本・木本植物(樹木)が発生することで水土保持機能が向上



自然環境に配慮した公共事業の推進

公共事業の実施にあたっては、事業の計画・設計段階から貴重な自然環境のある場所はできるだけ回避し、回避できない場合は影響の最小化や代替措置を講じることを基本として、環境の保全や回復を図ります。併せて、必要な安全性を確保しつつ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮して実施します。

良好な景観を形成する道路緑化を進めるなど、うるおいのある道路空間の創出を図ります。

河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンドなど現存する良好な環境を保全、再生することなどにより、生物の生息・生育環境及び多様な景観の保全に努めます。

海岸の整備にあたっては、高潮、津波等から海岸を防護しつつ、養浜などにより生物の生育・生息地の確保や景観への配慮、海浜の適切な利用の確保を行います。港湾の整備では、沿岸域の豊かな自然環境の保全・再生・創出を積極的に行います。また、にぎわいのある美しい港湾空間を形成するとともに、親水性を有する自然環境と共生する緑地の整備に取り組みます。

地域住民等による保全活動と連携しながら、豊かな自然環境が確保された農村地域の整備を進めます。

森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的な機能が持続されるよう計画的に治山事業を推進します。

富士山の自然環境保全・世界文化遺産登録に向けた取組

本県の象徴である富士山について、総合的かつ長期的視点に立った自然環境保全対策の推進を図るとともに、世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。

富士山を世界に誇れる山として保全し、その恵みを後世に継承するため、世界文化遺産登録後を見据え、富士山の自然環境の保全と活用が調和した環境保全指針を策定します。

富士山憲章に基づき、環境保全団体や企業等の多様な主体との協働による自然環境保全対策を推進します。

環境保全団体への活動支援等により、「富士山の日」を中心に、児童生徒を始め、幅広い層を対象に自然環境保全意識の高揚を図ります。

富士山の自然や文化、世界文化遺産登録に向けた取組について多くの人に認識を深めてもらうため、県民を対象に出前講座や現地説明会を実施します。

登山シーズンの交通渋滞を解消し、富士山の自然環境の保全を図るため、一般車両乗り入れ規制（マイカー規制）を実施します。

コラム <富士山世界文化遺産登録への取組>

富士山は、日本列島の中央部に位置し、標高3,776mの日本一の高さを誇る円すい型の美しい姿を持つ独立峰で、外国の人々にも日本の象徴として、よく知られています。

昔から、人々は、富士山の圧倒的な存在感に対し、神聖さと気高い美しさを感じてきました。広大な裾野を持つその雄姿は、古くから万葉集などを始めとする多くの文学作品に描かれ、また、葛飾北斎の浮世絵のモチーフとなるなど優れた芸術作品を生む源として多くの人々に愛され続けています。

また、富士山を神聖な山として登山する信仰も生まれ、特に江戸時代後半には「富士講」と呼ばれた富士山信仰の集団が数多く登山しました。

このような高い文化的な価値を持つ富士山を、人類共通の財産として後世に残していくため、静岡県、山梨県及び関係市町村では、富士山体と周辺の文化財を一体のものとして世界文化遺産登録するための取組を進めています。



富士山本宮浅間大社

コラム < 富士山の自然を守る活動 >

富士山の自然を守り引き継ぐため、ボランティアの皆さんとの協働による清掃や広葉樹の植栽活動、シカ食害対策として広葉樹の幹へのテープ巻きや、環境にやさしいトイレの整備を行っています。

また、富士山を愛する団体や個人で組織された「ふじさんネットワーク」の有志ボランティアである「富士山エコレンジャー」は、来訪者へのマナーや自然解説を行っています。「富士山エコレンジャー」が案内役となって、国内外の皆さんに多様で豊かな富士山の自然を紹介し、自発的な保全活動のきっかけづくりも始まりました。

富士山への関心が高まり登山者数の増加が見込まれる中、多くの人々の理解と協力のもと、富士山において自然と人との共生が図られるよう、引き続き、自然環境の保全に取り組んでいきます。



母国での富士山情報の提供が期待される留学生の皆さんに自然解説を行う富士山エコレンジャー

自然公園等の適正な管理と利用の推進

県民の貴重な財産である自然公園等の優れた自然環境の保全に配慮しつつ、県民に愛され、利用される自然公園等を目指します。

自然公園計画の計画的な見直しのほか、自然公園法や自然公園条例に基づく許認可を適正に行う等により、自然環境の保護と適正な公園利用を推進します。

美しい景観づくり

自然、歴史、文化などの地域特性を活かした美しく魅力的な景観の創造と保全を、また、身近な生活空間における豊かな緑やうるおい空間の確保を推進します。

地域の景観と調和した公共施設の整備を推進するため、景観デザインの指針を策定し、景観に配慮した公共事業の全庁的な取組を推進します。

富士山や牧之原茶園など本県の主要な広域景観を有する「しずおか景観形成重要地域」において、住民、事業者、市町などとの連携を図りながら、良好な景観形成の方策を総合的かつ重点的に推進します。

良好な景観の形成や安全で快適な歩行空間の確保に向けて、電線管理者や関係市町との連携を図りながら、電線類の地中化などの道路の無電柱化を推進します。屋外広告物の規制、屋外広告業者の指導・監督等により違反広告物の削減に努めます。

棚田等の自然と人間の営みにより形成された歴史的・文化的景観の保全・再生活動を支援します。

文化財の調査・指定及び修理・復旧・整備等を通じ、歴史的・文化的景観の保全と復元に取り組めます。

伊豆半島を含む富士山麓地域において、地域住民等との協働により桜の名所の整備（再生・保全、植栽）を進め、富士山と桜が織り成す日本を象徴する景観を創出します。

コラム <桜で彩る富士の景観づくり>

県では、伊豆半島を含む富士山麓地域を対象に、桜と富士山の織り成す日本を象徴する景観づくりに取り組んでいます。

この地域には、145箇所の桜名所があり、品種や標高差により10月下旬から5月上旬までの間、桜が楽しめる特徴のある地域です。

景観づくりは、既存の桜名所で樹勢回復や植栽などにより充実を図るとともに、新たな桜名所づくりを進めることで、富士山の眺望などの魅力に加え、地域の桜の特徴をより高めていくものです。

県では、こうした地域住民等が進める桜名所の整備を、(財)静岡県グリーンバンクや静岡県さくらの会と連携し、今後も進めていきます。



富士山と桜が織り成す日本を象徴する景観

2 生物多様性の確保

私たち人間は、生物多様性からもたらされる多様な恩恵にあずかっています。

生物多様性を確保するための県の戦略を策定し、生物多様性の重要性を県民に広く知らしめるとともに、生物多様性確保のための施策を進めます。

希少野生動植物の保全

希少野生動植物の保護並びに生物多様性の保全の重要性について県民等への浸透を図るとともに、多様な主体による希少野生動植物の保護回復事業を促進します。

「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき種を指定し、捕獲・採取等を規制するほか、多様な主体による生息地等の保護回復事業を促進します。

県内に生息又は生育する野生動植物の生息状況等の継続的な調査を行い、野生動植物の置かれている状況の把握に努めます。

個体数が著しく増加し、生態系や農林産物に多大な被害を及ぼすおそれのあるニホンジカなどの野生鳥獣について、計画的に個体数を調整します。

桶ヶ谷沼等の身近な自然環境に生息・生育する野生動植物を保護するため、自然保護団体等との協働により、生息・生育環境の整備や自然環境の調査等を実施します。富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、計画に基づく監視を行い、生息・生育環境の維持管理を行います。

コラム <豊かな自然環境と調和した緑に包まれた空港づくり>

富士山静岡空港は、雄大な富士山などの自然の眺望を誇るだけでなく、豊かな自然環境との共存を大切にし、緑に包まれた空港の実現に向け、動植物の生息環境の整備や周辺森林の整備などにより、豊かな里山環境の復元に努めています。

具体的な取組としては、絶滅が心配されているフジタイゲキやゲンジボタルなどの希少動植物を移植や増殖により保護しています。

また、造成法面等では、空港建設地やその周辺で採取した種子から生産した「郷土種」の苗木を植栽し、「郷土種」による森林の復元を進めるとともに、間伐等により継続的な森林整備を行い、多様な生物が生育できる安全で豊かな森づくりに努めています。

さらに、オオタカの生息しやすい里山の保全に取り組むとともに、空港周辺に整備した2か所のビオトープなどを環境学習の場として提供していきます。



絶滅が危惧されている静岡県特有の植物である「フジタイゲキ」

外来動植物対策

豊かな自然環境や生態系を守るため、県内に生息・生育する野生動植物の繁殖等を脅かす要因の一つとなっている特定外来生物の駆除を促進します。

河川、道路などの公物管理者等による外来生物の駆除を促進するため、外来生物の生息分布情報を提供するとともに、外来生物法に基づく防除計画の策定を支援します。

従来から河川や湖沼に生息する生物に被害を及ぼす海外起源の外来魚であるブラックバスなどの移植を禁止します。

ペットや観賞用などの目的で持ち込まれた外来生物が、自然の中に放たれ、県内の野生動植物の生息を脅かすことのないよう「入れない、捨てない、拡げない」の外来生物被害予防3原則を普及・啓発します。

有害鳥獣対策

農林水産物への鳥獣被害を防止するため、被害現場に身近な市町を中心に、県や関係団体が連携強化を図り、効率的な対策を進めます。

市町が地域住民と連携しながら、主体的に被害対策に取り組めるよう、鳥獣被害防止計画策定の支援を進めます。

防護柵の設置など鳥獣被害防止の支援事業の活用を促します。

捕獲した獣肉について、地域資源として有効活用を図るなどの地域の取組を促進します。

各地域の被害状況に即した対策に取り組めるよう、必要な助言・指導ができる鳥獣被害対策総合アドバイザーの育成を進めます。

シンポジウムや研修会の開催により、生産者や住民を含めた地域全体で被害対策に取り組むよう意識啓発を進めます。

カワウによるアユの食害防止を図るため、関係する県による広域的な駆除対策の検討に加え、銃器や爆音による対策を市町や漁協等と連携して実施します。

農林水産物の有害鳥獣捕獲の新たな担い手となる農林業従事者のわな猟免許取得者の増加に伴い、わな猟免許試験の機会の拡充を図ります。

野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び有害捕獲を促進します。

コラム < 捕獲した獣肉の有効活用 >

本県では、山の幸あり、海の幸あり、地形や風土を生かした多彩な農作物等が生産されていますが、近年、イノシシやシカなど野生鳥獣による農作物等への被害が増加し、大きな問題となっています。

そこで、県では被害防止対策として、農地に鳥獣を侵入させないように防護柵の設置や、農作物等に害を及ぼす鳥獣の捕獲などの対策を、被害が発生する市町を中心に、集落住民と一体となって進めています。

ところが、捕獲を進めるということは、鳥獣の命を奪うことでもあります。鳥獣の貴重な命を生かしていくためにも、捕獲した獣肉の利活用を進めていくことは非常に大切なことです。

獣肉を使った料理は、フランスでは「ジビエ料理」として一般的ですが、日本ではまだ、あまり知られていないため、平成22年10月に、掛川市において「獣肉利用研究会」を開催し、調理方法によっておいしく食べられるということの理解を深めてもらいました。

工夫次第で、まだまだ獣肉の有効活用の可能性は広がっていくと考えますので、今後も、獣肉の有効活用に向けた取組を進めていきます。



掛川市で開催した獣肉利用研究会

3 人と自然との関係を見つめ直す

自然ふれあい施設等の利用促進

自然とふれあうことで生まれる心のゆとりを充足し、環境への理解を促進するため、魅力ある自然ふれあい施設や場を提供します。

県有ふれあい施設等を充実し、特に安全に配慮した管理運営に努め、県民の利用促進を進めます。

県立青少年施設等において、指定管理者等のノウハウを活用するなど、学習の機会を拡大し、魅力ある自主事業を実施します。

コラム < 自然とふれあえる施設（遊木の森等） >

自然とのふれあいに対する県民の関心が高まる中で、気軽に豊かな自然とのふれあいを楽しむことができる社会を実現し、自然との共生や保護の考え方についての意識を高めるため、県では「県立森林公園」や「県民の森」等の自然ふれあい施設のほか、「遊木の森」や「榛原ふるさとの森」といった里山体験施設を整備し、自然とふれあう機会を提供しています。

県立森林公園は、森林レクリエーション活動や自然学習の場として浜松市浜北区に整備された施設で、アカマツ林を主体とした公園内には、温帯、暖帯、亜熱帯の特徴を示す植物や野鳥、昆虫が豊富に生息し、四季折々の変化を楽しむことができ、「遊木の森」は、静岡市の中日本平地区に森林環境教育実践の拠点として整備された施設です。

施設の活用を通して、次代を担う人づくりや地域づくりに取り組んでいきます。



遊木の森キャンプ体験



遊木の森自然観察会

エコツーリズム等の支援

誰もが自然とのふれあいを享受できることを目指し、自然環境の保全と活用の仕組みづくりを支援します。

奥大井・南アルプス地域の雄大で魅力ある自然の恵みを活用した地域主導によるエコツーリズムの取組を支援します。

農林漁業体験や環境学習、住民間の交流活動など、地域の資源を活用したツーリズムの取組により、都市と農山漁村との交流を促進します。(4)

伊豆半島の日本ジオパークネットワークへの加盟及び世界ジオパーク認定に向けた取組を支援します。

コラム < 伊豆半島ジオパーク構想 >

「ジオパーク」とは、単に「大地の公園」ということではなく、地形・地層などの大地（ジオ）の遺産と大地に根ざした地域の文化や歴史などを地元の人がよく知り、適切に保全し、その価値をわかりやすく子どもたちや訪問者に伝えて、教育や観光などに活用していく仕組みのことであります。

伊豆半島の起源はもともと日本列島にはなく、南洋で生まれた海底火山の集合体がフィリピン海プレートの移動により本州と衝突し、現在の半島の形になったのは60万年ほど前であり、この伊豆半島の成り立ち世界的に見ても非常に貴重なものです。

ジオパークに認定されることで、伊豆半島を国内外にアピールする一つのきっかけにもなり、伊豆半島の観光の新たな起爆剤として地域住民の機運も高まっています。

伊豆半島の日本ジオパーク、そして世界ジオパークへの早期加盟を目指し、関係市町が一体となって取り組んでいきます。



ジオパークの見どころのひとつである大室山（伊東市）

4 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

里地・里山・里海の保全

農林水産業の持続可能な展開や農山漁村の維持・発展により、国土の保全、生態系の保全、交流の場の形成など、里地・里山・里海が有する多面的な機能を発揮させます。

「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」など、協働による農地等の保全活動を促進します。

農業農村整備事業において、河川生物の遡上・降河を阻害しない魚道の設置や多自然型工法の採用、在来種による緑化等により、水と緑のネットワークの形成を行い、自然環境の保全と再生を行います。

県民参加による森づくりを進める「森づくり県民大作戦」や企業等により森づくりを進める「しずおか未来の森サポーター」制度など、社会全体で支える森林管理体制の構築を促進します。

農山漁村地域が有する多面的機能の理解を一層促進させるため、学校での農林漁業体験や環境学習、都市住民との交流活動などにより、都市と農山漁村との交流を促進します。(3)

農業生産条件が不利な中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度の周知と積極的な活用を促進します。市町単位に耕作放棄地対策協議会を設置し、国交付金との協調助成により耕作放棄地の再生利用を支援するとともに、景観作物の栽培等を通じて農地の保全を推進します。

藻食性魚類の駆除など、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動への取組を支援します。(4 、 1)

コラム < 農村の資源を守る地域協働の取組 (ふじのくに美農里プロジェクト) >

ふじのくに美農里(みのり)プロジェクトでは、農村地域の大切な資源である農地や農業用施設を守る活動を行っています。

農地や農業用施設は、安全・安心な農産物を安定的に供給するだけでなく、美しい景観や豊かな生態系の保全、洪水や土砂崩壊の防止による環境保全など多面的な機能を持つ大切な資源です。

農業者のみならず多様な主体が参画する活動により、これらの資源を守るとともに、農業体験や景観作物の栽培による自然と共生した学びの場の提供などの地域づくりを通じて、新たな地域コミュニティの醸成を図っていきます。



農地を利用した学びの場の提供



遊休農地を利用した花畑

コラム <森づくり県民大作戦>

多くの県民に森林への理解と森づくりへの参加を促進するため、春と秋の年2回「森づくり県民大作戦」として、ボランティア団体、企業、行政等との協働により、県内で一斉に森づくり関係行事を展開しています。

植樹や育樹活動をはじめ、木工や炭焼き体験等、森づくりや森林のことを考える機会を多くの参加者に提供しています。

この取組を通じて、新たな森づくり活動への参加者を募り、地域の森づくりや森林の活用をさらに進めていくことを目指しています。

「森づくり県民大作戦」への参加者数は、平成12年の53行事6,390人に対し、平成22年度では197行事、19,689人と3倍の増加となっており、引き続き県民の一層の森づくりへの参加を促進するため「森づくり県民大作戦」を展開していきます。

なお、平成24年秋には、全国育樹祭が伊豆市などを会場として本県で開催されることになっており、森づくりへの盛り上がり期待されます。



秋の森づくり県民大作戦シンボルイベント
幼稚園児と間伐材を使ったベンチづくり

環境保全型農業の促進

自然の物質循環を通じた豊かな農産物の生産のため、環境への負荷が少なく、持続して農業生産ができる環境保全型農業を推進するとともに、流通過程における二酸化炭素発生抑制にも寄与する食の地産地消を促進します。

たい肥などによる土壌改善や化学合成肥料・農薬の使用を減少させる技術を導入する「持続性の高い農業生産方式の導入計画」を策定した農業者をエコファーマーとして認定し、その取組を支援します。

有機農業を推進するため、有機農業者等の支援、技術開発等の促進、消費者の理解と関心の増進、及び有機農業者と消費者の相互理解の増進の4つの施策に取り組みます。

化学農薬のみに頼らず、天敵など利用可能なあらゆる方法を有効に活用するIPM（総合的病害虫・雑草管理）について、モデル地区での実践や、IPM技術者養成研修の開催を通じて、県内全域への普及を図ります。

県内で生産される農畜産物について残留農薬の検査を行い、食品の安全性を確保し、県民の食品に対する信頼度の向上を図ります。

地産地消に関する様々な県民運動を展開し、県内農業を振興することで、環境の保全を促進します。

コラム < 農産物の地産地消 >

農産物の地産地消の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、農地を最大限に活用して需要に即した農業生産を行うことで耕作放棄地の解消につながる等、農林水産業の振興に寄与し、地域の環境保全にも貢献します。

また、生産地と消費地との輸送距離が短縮し、輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されることで、低炭素社会の構築にも貢献するとされています。

静岡県は、県内各地で多彩な農林水産物が生産され、生産品目数は、全国でもトップクラスとなっています。この「食材の王国」であることを活かし、国内外の人々を引き付け、憧れを集める「食の都」実現に向けた取組を進める中においても、県内料理店等で県産食材を活用するなどして、地産地消を促進していきます。



林業の持続的な発展

利用と再生を繰り返す森林資源の循環を保つため、林業の持続的発展を推進します。

森林認証制度の普及により環境に配慮した森林管理への森林・林業関係者の意識の向上を図るとともに、森林認証の取得のための支援を行います。

これまでの小規模・分散的な林業生産活動による供給体制を見直し、森林施業の集約化を図り、計画的・効率的な森林整備や木材生産を支援します。(3)

路網の整備と高性能林業機械の導入により、低コストで効率的な施業を推進し、生産性の向上を図ります。(3)

環境保全型漁業の普及

魚介類の親資源を適正に管理することで、次世代の資源を確保し、水産資源を持続的に利用する漁業への取組を促進します。

漁獲可能量（TAC）制度の適正な運用や漁業者による漁期や漁獲量の制限など自主的な漁獲制限の促進により水産資源の適正な管理を行います。

マダイやアワビなど漁業にとって重要な魚種の種苗を栽培漁業基本計画に基づいて放流し、水産資源の維持・増大に努めます。

5 良好な生活環境の確保

水・大気・土壌等の環境の保全

快適な暮らしの基盤である、良好な水、大気、土壌などの生活環境を保全し、騒音や振動、悪臭など日常生活における音環境やかおり環境を良好に保つための監視や指導を着実にを行います。

人口集中地区や中山間地域などにおいて、地域の実情に配慮した適切な生活排水処理施設の整備を推進することにより、良好な水環境を確保します。

大気や水質等に関する工場・事業場等への自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守の指導や常時監視を強化します。

地元が主体となった環境保全活動の促進により、浜名湖の水環境の保全を図ります。多数の人が利用する建築物の空気環境や給水などの衛生管理を指導し、建築物の環境衛生上の良好な状態の維持を図ります。

新幹線鉄道騒音等を監視測定し、環境基準を上回る場合には低減化対策を要請します。

富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、計画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施します。

バイパスの整備や交差点改良など交通流の円滑化や低騒音舗装の敷設に加え、低公害車の普及やアイドリング・ストップ運動などにより、自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減を図ります。(3)

アスベスト含有建築物の解体工事等における周辺環境への飛散防止等を指導します。市町等と連携して環境汚染の未然防止や汚染の拡大防止を図ります。

公害に関する紛争は、公害審査会において解決(あっせん・調停・仲裁)を図ります。

一定規模以上の工場又は事業場の新設又は特定施設等を増設する場合には、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、関係法令に基づく届出の前に、事業者と事前に協議を行い、事業者の環境負荷の低減のための総合的・自主的な取組を指導します。

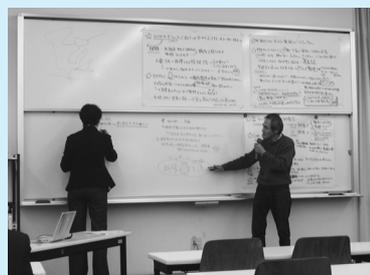
コラム < 浜名湖の環境保全 >

浜名湖では、流域の住民が主体となった環境保全活動、「住民行動による浜名湖づくり」が進められています。

昭和40年に設立された「浜名湖の水をきれいにする会」では、毎年6月の第一日曜日に、流域住民が3万人近く参加する「浜名湖クリーン作戦」を実施し、湖岸を清掃しています。また、夏には浜名湖周辺の中学生を対象とした「浜名湖湖上セミナー」を実施し、湖内の水質調査や学芸員による講話などを行い、浜名湖の環境保全を考える機会を創出しています。

一方、平成17年には、浜名湖周辺で環境保全活動に取り組んでいる環境保全団体や企業などからなる「はまなこ環境ネットワーク」が設立されました。ホームページや情報誌により、浜名湖流域で活動している団体の活動内容やイベント情報を発信しているほか、意見交換や情報交換などを通じてネットワーク組織の連携強化を図っています。

今後も、流域団体との連携を図りながら、住民活動の活性化と組織の充実に取り組み、「住民行動による浜名湖づくり」を目指していきます。



活発な意見交換が行われる「はまなこ環境ネットワーク」のエコワークショップ

コラム < 大気測定車と新環境基準項目 (PM_{2.5}) の測定 >

大気中に浮遊する物質群の中で、粒子径が2.5 μ m以下と非常に小さな物質のことを、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) といいます。最近の調査により、このPM_{2.5}が、呼吸時の気管内への吸入により肺胞付近にまで達し、特にPM_{2.5}が高濃度の状況下では、肺気腫などを起こす可能性があることがわかってきました。そのため、平成21年9月、PM_{2.5}に係る環境基準が告示され、全国の自治体で大気汚染防止法に基づく大気環境の常時監視が必要となり、本県では、平成22年4月に新しい測定車を導入し、測定地点の選定のため、県内各地で調査を行いました。

今後は、この調査結果により、PM_{2.5}の定点測定を行うほか、独自調査や市町等の要請による調査も行っていきます。

大気測定車



コラム < 富士山静岡空港の航空機騒音測定 >

県では、航空機騒音から生活環境を保全するため、環境基本法に基づき、航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を指定しています。

平成21年6月4日に開港した富士山静岡空港については、島田市と牧之原市の一部地域及び吉田町全域において、開港と同時に環境基準を適用しました。開港年度から空港周辺6地点において航空機騒音の環境基準の達成状況を把握する調査を県では実施しています(夏季と冬季の年2回)。平成21年度の調査では、6地点すべてにおいて環境基準を達成しました。

今後も引き続き調査を実施し、空港周辺の生活環境の保全に努めていきます。



騒音測定の様子

コラム < 佐鳴湖の水質改善の取組 >

流域の市街地化が進展し、水質の悪化が進んだ佐鳴湖では、昭和60年度から浄化対策事業に着手し、湖の底泥浚渫、湖岸植生などの河川対策と併せ、流域の下水道整備、合併浄化槽設置等を実施してきました。平成16年6月には、地域住民や専門家の意見を取り入れた、「第2期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス)」を策定し、流域対策に重点を置いた浄化対策を県、浜松市、地域住民の協働により進めています。

こうした取組の結果、佐鳴湖では、水質の指標であるCODが平成21年度には7.6mg/lとなり、前年度に比べ1.4mg/lの改善が見られています。環境省が平成22年11月26日に発表した「全国公共用水域の水質ランキング」では、順位付けが始まった昭和54年度以降、初めてワースト5から脱出しました。

今後は、地域住民の環境意識の醸成やCODのみにとらわれない総合的な評価などの観点も踏まえ、豊かでふれあいのある水辺環境の創出に努めていきます。



浜松市民の憩いの場「佐鳴湖」

化学物質の適正管理

人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の実態の的確な把握とともに、適正管理の推進や、その排出の抑制、検出された場合の必要な措置により、良好な生活環境の維持に努めます。

工場・事業場における化学物質の自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守の指導や環境モニタリング調査を行います。

ダイオキシン類等が検出された場合、原因究明や対策指導、継続的な監視を実施します。

PRTR制度による化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションを推進します。未規制化学物質やゴルフ場農薬等の環境汚染の実態を調査・把握し、未然防止に役立てます。

コラム < 化学物質のリスクコミュニケーション >

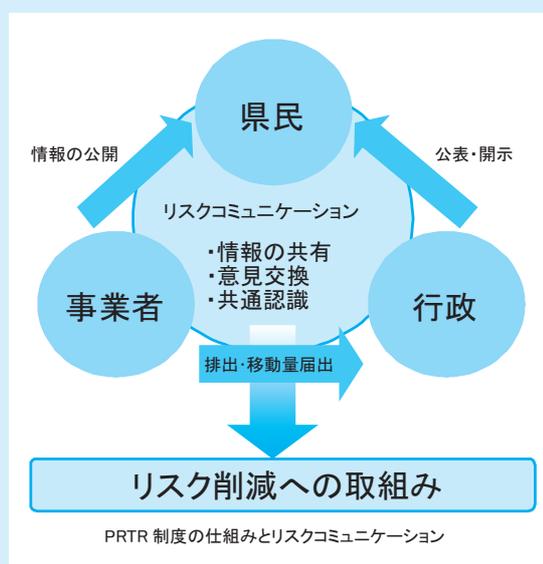
PRTR制度では、事業者からの届出により化学物質の排出実態を把握することだけでなく、化学物質のリスクコミュニケーションにより、合理的にリスクを管理し、削減することが期待されています。

化学物質のリスクコミュニケーションとは、県民、事業者、行政等の関係者がそれぞれの立場の違いを十分に認識しながら、化学物質による危険性や利便性に関する正確な情報を共有しつつ、相互の意志疎通を図り信頼関係を築くことです。

化学物質を取り扱う事業者は、化学物質の取り扱いや環境対策について、近隣住民の要求、意見などを把握した上で理解と信頼を得ていくことが必要です。

なお、PRTR制度により個別事業所の届出データが公表され、誰でも事業所の排出状況を把握することが可能となっています。県民の皆さんは、近隣事業所の状況を確認してみたいかでしょうか。

県では、今後とも情報を広く公開するとともに、県民、事業者、行政等が参加する「環境対話集会」や、化学物質に関するセミナーの開催などを通じ、化学物質のリスクコミュニケーションの普及を推進していきます。



花と緑あふれる生活空間の創造

花や緑は、やすらぎとうるおいのある生活環境の提供、都市の熱環境の改善、山から海あるいは都市と都市を繋ぐ生態系ネットワークとしての緑の回廊など、多様な機能を有しています。草花を育てるやさしい心を持った人の輪を広げ、県民参加による持続的な緑化を促進し、魅力ある花や緑にあふれた生活空間の創造を推進します。

緑化関係団体等と連携し、県民に緑の大切さの普及啓発を行うとともに、緑化を実践する人づくりを推進します。

財団法人静岡県グリーンバンクと連携し、多くの県民が利用する公共的な空間の緑

化を進めるとともに、県民参加による緑の維持管理を推進します。

都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出するため、県営都市公園の適切な管理及び利用促進に努めるとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進します。

生活と自然が調和する「家・庭一体の住まいづくり」を提案します。

「しずおかアダプト・ロード・プログラム」、「リバーフレンドシップ」、「ふじのくに美農里プロジェクト」など、協働による美化活動を推進します。(1)

コラム < 県民参加による花と緑あふれる生活空間の創造 >

県は、地域の緑化ボランティア団体の支援を行う(財)静岡県グリーンバンクの事業を助成し、県民参加による緑化活動を促進しています。

(財)静岡県グリーンバンクの支援事業を活用した地域住民の取組の1つとして、下田市内の花の会の活動があります。

市内の大横通り、2丁目通り、3丁目通りの約400mの区間で、住民が活気ある「美しい街づくり」「訪れたい街づくり」を目指し、ハンギングバスケットによる緑化を行い、魅力的な花と緑の街並が創られています。

今後も、(財)静岡県グリーンバンクと連携し、県民の緑化活動を支援し、持続的な取組による魅力ある花と緑あふれた生活空間の創造に努めていきます。



ハンギングバスケットにより彩られた街並み

コラム < 家・庭一体の住まいづくり >

暮らしの基本となる「住まい」は、ライフスタイルやライフステージに応じて、住まう地域や住まいの形態、規模など、多様な選択ができることが理想です。

「家・庭一体の住まいづくり」は、自然とのふれあいや家族との団らん、地域とのつながりを大切にしながら新たな生活スタイルの提案により、豊かで美しい暮らし空間の実現を目指すものです。

「家・庭一体の住まいづくり」を実現していくため、「所有から利用へ」の考えの下、少ない負担で土地や住宅を有効利用できる定期借地権などの制度を活用し、広い庭でのびのびした生活を楽しめる、多自然地域への住み替え支援などに取り組むことにより、若い世代の子育て環境の充実や、郊外の空き家住宅を活用した都市部からの移住促進を、市町や民間事業者と連携して進めます。また、都市部の集合住宅においても緑の環境が確保できるよう、県営住宅の再生整備に当たっては、緑のオープンスペース、共同の花壇や菜園など、自然と触れ合うことのできる空間を整備し、市町営住宅や民間集合住宅への普及を図ります。



家・庭一体の住まいづくりの実践例(自然環境との共生と共同菜園による住民コミュニティに配慮した住宅団地)

環境アセスメントの実施の指導

大規模な開発事業の実施に際し、必要に応じ戦略的アセスメントの考え方を取り入れつつ、事業者による事前の環境に及ぼす影響への調査、予測、評価に対して、環境保全のための適切な配慮措置について意見を言うとともに、開発後についても、環境への影響について継続的な調査の実施を事業者に対して指導します。

調査・研究の充実

現在の複雑かつ多様化している環境問題の解決を図るためには、調査、研究、技術開発を一層進めることが必要です。低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築や、快適な暮らし空間を実現するため、産業活動における化石燃料等の有限な資源の利用を抑制する技術開発、住環境等における有害化学物質の迅速な分析技術、森林生態系の保全などの調査・研究を関係団体との連携を図りながら進めます。

また、国や大学・民間企業の研究機関等との連携強化や研究員の資質向上等を図ります。

第4章 計画の推進

1 各主体に求められる役割

本計画の推進にあたっては、県民、各種団体、事業者、行政のそれぞれが、環境の現状について正しい認識を持つとともに、環境の保全に向け、担う役割を理解して、それぞれの立場に応じた自主的かつ積極的な取組が求められます。

(1) 県民の役割

日々の生活が環境に影響を与えていることを理解し、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか検証し、できることから改善していくことが重要です。

取組の効果は、一人より二人、二人より三人の方が大きくなり、また継続性も期待できます。

(2) 各種団体の役割

行政や個人では対応できないような、柔軟な活動を比較的広範囲に行うことが期待されます。また、県民と事業者、あるいは事業者と行政など、各主体の接着剤としての役割も期待されます。

(3) 事業者の役割

事業活動は、使用する資源やエネルギー量等から見ても、環境に大きな影響を与えることが想定されるだけに、法令の遵守のほか、省エネ設備の導入などの環境への負荷の軽減に向けた積極的取組が期待されます。

また、地域社会の一員であることを認識し、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも求められます。

(4) 行政の役割

各主体が積極的に環境保全に取り組めるよう、さまざまな垣根を越えたネットワークづくりを進めることや、各主体の適切な行動のための正確な情報発信が求められます。

また、一事業者として、環境保全への率先的行動も求められます。

2 計画の推進体制

環境マネジメントの考え方により、毎年、『Plan（計画の策定や見直し） Do（計画の実行） Check（進捗状況の把握） Act（改善）』のいわゆるPDCAサイクルで、改善を図りながら取組を進めていきます。

Checkにおいては、県民等との意見交換の場を設け、地域の環境課題の把握や対応を検討します。

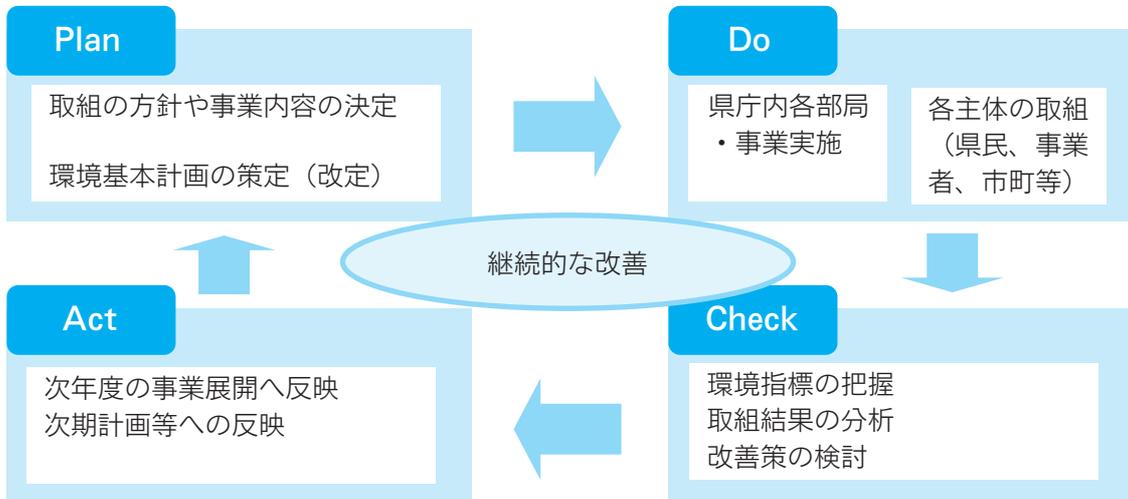
計画の進捗状況は、毎年「静岡県環境白書」としてとりまとめて公表します。

また、進捗状況に則して、庁内各部署で構成される「静岡県環境政策推進委員会」にお

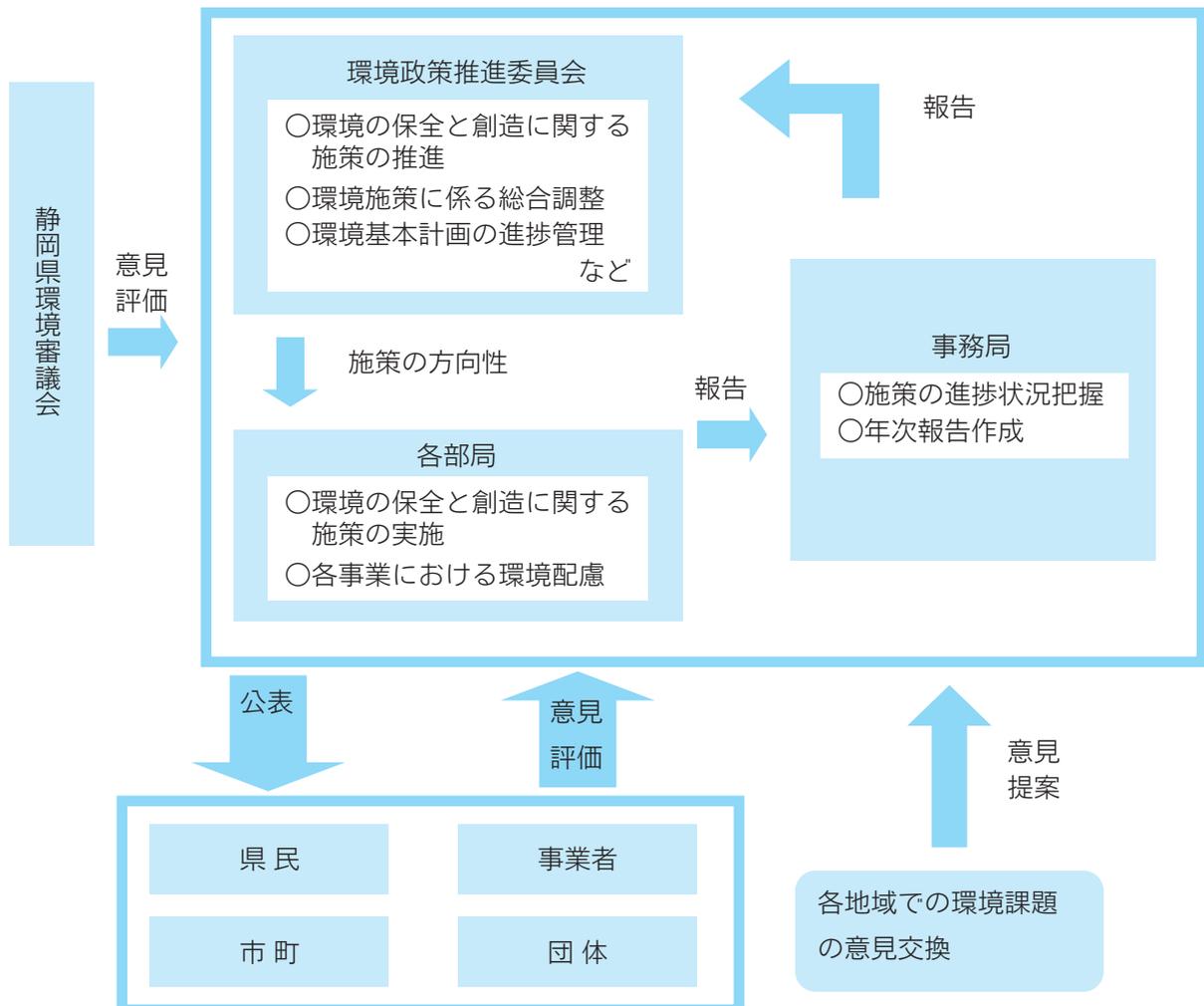
いて、緊密な連携を図りながら、本計画に示した環境施策を総合的、効果的に推進します。

《計画推進のイメージ》

PDCAサイクル



体制



参 考 資 料

第3次静岡県環境基本計画環境指標一覧

第3次静岡県環境基本計画用語説明

第3次静岡県環境基本計画策定の経過

静岡県環境審議会委員名簿

静岡県環境基本条例

第3次静岡県環境基本計画環境指標一覧

ライフスタイル・ビジネススタイルの変革

指標 (単位)	指標の内容	現状値 (年度)	目標値 (年度)
環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合 (%)	「県民意識調査」による節電、節水、リサイクル、自然保護活動など、環境に配慮した暮らし方を実践する人の割合。	76.7 (H21)	100 (H32)
地域との協働により森づくりを実施する企業数 (社)	「しずおか未来の森サポーター」として活動しているサポーター企業の数。	22 (H21)	140 (H32)
エコアクション21やISO14001取得事業所数 (件)	環境マネジメントであるエコアクション21やISO14001を取得している事業所の数。	1,379 (H21)	2,600 (H32)

低炭素社会に向けた取組

指標 (単位)	指標の内容	現状値 (年度)	目標値 (年度)
県内の温室効果ガス (二酸化炭素等6種類) 排出量の削減率 (平成2年度比) (%)	温室効果ガス排出量の基準年度 (平成2年度) に対する削減割合 (森林吸収量を含む)。	10.8 (H20)	25 (H32)
新エネルギー等導入率 (%)	県内の最終エネルギー消費量に対する新エネルギー等導入量 (天然ガスコージェネレーションを含む) の割合。	5.1 (H21)	10 (H32)
EV、PHVの販売台数の割合 (%)	新車販売台数に占める電気自動車及びプラグインハイブリッド車の販売台数の割合。	0 (H21)	20 (H32)
身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思ふ人の割合 (%)	身近な公共的空間の花や緑の量に対する県民へのアンケートの結果。	53 (H22)	80 (H32)
森林吸収量確保に向けた年間森林整備面積 (ha)	間伐面積と保育面積 (下刈、枝打、除伐) と森の力再生事業により整備した面積の合計。平成23年度から平成27年度まで毎年10,800ha以上を整備。	10,971 (H21)	10,800 (H27)

循環型社会に向けた取組

指標（単位）	指標の内容	現状値 （年度）	目標値 （年度）
県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（g）	家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみの1年間の合計を、日数及び県民の数で除した量。	1,049 (H20)	944 (H27)
産業廃棄物排出量（千t/年）	「静岡県廃棄物実態調査」による「産業廃棄物の排出量」。	11,993 (H20)	11,624 (H27)
ふじのくにエコショップ登録店舗数（店舗）	3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供を実施している小売店等で「ふじのくにエコショップ宣言制度」に登録している店舗等の数。	167 (H22)	750 (H27)
廃棄物の地域循環システムを構築している数（件）	地域の特性に応じて、地域で発生した廃棄物を、その地域内で再資源化する取組が行われている数。	9 (H22)	18 (H27)
リサイクル認定製品の数（品目）	県のリサイクル製品認定制度において、認定された製品の数。	17 (H21)	80 (H27)
下水汚泥リサイクル率（%）	県内の下水処理場から発生する汚泥が堆肥等にリサイクルされた割合。	86.4 (H21)	100 (H30)
県産木材の生産量（千m ³ ）	県内の森林から生産された木材生産量。	265 (H21)	450 (H27)
水道水の安定供給日数（日）	水道水が、天候や災害に左右されず、断減水することなく供給された日数。	359 (H21)	365 (H32)

（ ）平成23年1月現在

自然共生社会に向けた取組

指標 (単位)	指標の内容	現状値 (年度)	目標値 (年度)
生物多様性の確保に寄与する自然公園等の面積 (ha)	自然公園 (国立、国定、県立)、原生自然環境保全地域 (国指定)、自然環境保全地域 (国指定、県指定)、希少野生動植物保護条例による生息地等保護区の実績の合計。	90,079 (H21)	90,079 (H32)
富士山を守る指標	富士山の環境への負荷軽減や自然環境の保全等を図るための取組の達成度。	76 (H21)	100 (H32)
(再掲) 身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う人の割合 (%)	身近な公共的空間の花や緑の量に対する県民へのアンケートの結果。	53 (H22)	80 (H32)
森づくり県民大作戦参加者数 (人)	春と秋の森づくり県民大作戦の参加者ののべ人数。	25,332 (H21)	30,000 (H32)
森林の多面的機能の発揮のため適正に管理されている森林面積 (ha)	一定のまとまりをもった森林の経営計画を樹立している森林の面積、保安林など法令等に管理・保全されている森林の面積、公有林及び間伐等の保育を実施した森林の面積の合計。	260,371 (H21)	340,000 (H27)
水質汚濁に係る環境基準達成率 (%)	公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準の代表指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) 及び化学的酸素要求量 (COD) を達成した測定地点の割合。 環境基準達成地点数 ÷ 測定地点数	95.8 (H21)	100 (H32)
大気汚染に係る環境基準達成率 (%)	大気に係るSO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPMの環境基準を達成した測定地点の割合。 環境基準達成地点数 ÷ 測定地点数	100 (H21)	100 (H32)

第3次静岡県環境基本計画用語説明

本文中に出てくる用語で、わかりにくいと思われるものについて、説明しています。

【IPM】

総合的病害虫・雑草管理 (Integrated Pest Management) の略称。利用可能なすべての防除技術を経済性に考慮しながら慎重に検討し、病害虫及び雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるもの。これを通じて、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる。

【IPCC (気候変動に関する政府間パネル)】

IPCCは、Intergovernmental Panel on Climate Changeの略語で、地球温暖化問題に関する科学的・技術的知見を提供するため、世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) が共同して1988年11月に設立された。温暖化に関する化学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

【一社一村しずおか運動】

農山村と企業等が対等な関係のパートナーシップを組み、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かした双方にメリットのある協働活動を行う運動で、県が農山村と企業との要望をコーディネートしている。平成17年度に開始した。

【エコファーマー】

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式 (土作り、化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う生産方式) を導入する計画を立て、都道府県知事等の認定を受けた農業者の愛称名。

【エコマート静岡】

静岡県が運営する環境ビジネスに関するインターネット上の情報サイト。環境関連の技術・製品・サービス等の情報発信、学識者・企業人の意見等のコラムや環境ビジネス事例の掲載、企業や消費者の情報交換の場の提供を行っている。

<http://ecomart.pref.shizuoka.jp>

【LRT】

軽量軌道交通。都市計画・地域計画等で位置付けられ、都市内やその近郊で運行される中小規模の鉄軌道全般を指す。車道と併用した (併用軌道) 路面電車として走行できるため、都市内交通として適しており、低床式の新型路面電車を使用したバリアフリー対応や斬新なデザインも注目されている。

【オゾン、オゾン層】

強力な酸化力をもつ酸素の同素体。空気中での放電、紫外線の照射、黄燐の空気中酸化等によって生ずる臭気のある気体で、0.15ppmを超すとのどの粘膜が冒され、5～10ppmの濃度を連続的に吸うと死に至る。オゾンが地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっているのがオゾン層で、太陽からの紫外線遮断に役立っているが、フロン類によるオゾン層の破壊があり、今のところ回復の兆しはみられていない。

【化学的酸素要求量 (COD)】

水中の有機物や一部の無機物が、酸化剤によって酸化された時に消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど水質汚濁が著しい。湖沼や海の汚濁状況を表す時などに使われる。

【カーボン・オフセット】

市民、事業者等の社会の構成員が、自らの温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること、又は、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

【環境にやさしいトイレ】

し尿を処理槽内で分解し、処理水等を外部に排出しない方式の自己完結型トイレ。バイオ式おがくずトイレや水浄化循環式かき殻トイレ等があり、環境への負荷が少ない。

【気候変動枠組条約】

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。条約においては、締約国の共通だが差異のある責任、開発途上締約国等の国別事情の勘案、速やかかつ有効な予防措置の実施等の原則のもと、先進締約国に対し温室効果ガス排出削減のための政策の実施等の義務を課している。

【京都議定書】

1997年12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書。先進国における温室効果ガスの削減目標値等について規定している。具体的には、先進国全体で2008年から2012年までの5年間に、温暖化ガスの平均排出量を1990年比で5.2%削減することを取り決めた。各国の削減率は、欧州連合(EU) 8%、ロシア0%、日本6%などである。同議定書は2005年2月に発効した。

【景観行政団体】

政令指定都市、中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、その他の市町で都道府県と協議し、同意を得た区域にあっては当該市町をいう。

【里地・里山・里海】

里地・里山は、奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成された地域をいい、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される。里海は、人手が加わることにより生物の生産性と生物多様性が高くなった沿岸域のことで、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた。

【しずおかアダプト・ロード・プログラム】

道路の清掃美化のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業、学校等の活動団体と、道路管理者である県、ゴミの回収などを支援する市町がパートナーシップに基づき同意書を交わし、協働できれいな道・きれいな街を目指す仕組み。

【しずおか環境行動宣言HOPE】

今日の環境問題を解決するためには、県民、事業者、行政など、社会を構成する全ての主体が環境問題の解決に向けて行動していく必要がある。このため、県民等の各主体が環境保全活動に関して、行動していく上で共通の指針となるものとして、「しずおか環境行動宣言“HOPE”」を平成13年3月に策定し、各主体の参加を呼びかけている。

HOPEには県民版、事業者版、行政版、学校版、幼児版の5種類があり、それぞれ、各主体が今日の環境問題の解決に向けて取り組むべき具体的な行動内容を4つに分類し、30項目の行動内容を提案している。

- [4つの分類]
- 1 人と環境との調和 (Harmony)、
 - 2 地球や次世代への責任 (Obligation)、
 - 3 ライフスタイルの変革 (Paradigm shift)、
 - 4 楽しみながら実践 (Enjoy)

【静岡県版レッドデータブック】

本県における絶滅の可能性のある野生生物についてとりまとめたもので、自然保護行政の基礎資料として、開発行為における野生動植物保全対策の検討等に活用されている。

植物(維管束植物)、ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類の8分類群について、対象種をその絶滅の可能性により、絶滅危惧類(A類、B類)、絶滅危惧類、準絶滅危惧等のカテゴリーに分けている。

【静岡県リサイクル製品認定制度】

リサイクル製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の減量と再利用を促進し、循環型社会の構築を目指すことを目的として、平成17年度に創設した制度。廃棄物を原材料として、静岡県内で製造・加工されたリサイクル製品のうち、品質及び環境安全性について基準を満たしたものを認定している。

【次世代エネルギーパーク】

国(資源エネルギー庁)は、新エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーについて、実際に見て触れる機会を増やすことを通じ、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り

方に関する国民の理解を図るため、太陽光等の次世代エネルギー設備や体験施設等を「次世代エネルギーパーク」として認定している。

【新富士山を守る指標】

富士山の環境保全対策や活動を、より多くの人々の理解と協力を得て積極的に進めていくため、富士山の環境の現状や環境保全の目標を具体的に分かりやすく表わすものとして、山梨県と共同で策定した指標のこと。

【生物化学的酸素要求量 (BOD)】

水中の有機物が微生物により分解される時に消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど水質汚濁が著しい。河川の汚濁状況を表す時などに使われる。

【生物多様性国家戦略2010】

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続可能な利用のための国家戦略。日本の生物多様性施策の方針などを示したもので、2010年3月に閣議決定された。1995年10月に策定された最初の「生物多様性国家戦略」から数えて4版目となるもので、「生物多様性基本法」(2008年6月施行)第11条により作成を義務付けられた初めての国家戦略としても位置付けられている。

【生物多様性条約】

正式名称は「生物の多様性に関する条約」。生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。締約国に対し、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分を求めている。

【世界遺産】

「世界の文化遺産及び自然資産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づき、世界遺産リストに登録された資産のこと。世界遺産は、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を持つような傑出した文化的な意義又は自然的な価値(顕著な普遍的な価値)を有する。その種類には、文化遺産(記念物、建造物、遺跡)及び自然遺産があり、両方に登録された資産は複合遺産という。

【TAC制度】

漁獲可能量(Total Allowable Catch)制度の略称。国連海洋法条約、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づき、平成9年から始まった。国が定める基本計画により、政令で指定された7魚種(マイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカ)の漁獲可能量が決定される。国(大臣)が管理する漁獲可能量と都道府県知事が管理する漁獲可能量に分けて管理される。

【電子マニフェスト】

産業廃棄物の処理を他の者に委託する場合、事業者は、不法投棄等不適正処理防止のため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認する義務がある。

このマニフェストには、複写式の伝票を使用する紙マニフェストと電子情報を介する電子マニフェストがあるが、電子マニフェストは、事務の効率化、データの透明性確保等の点に利点があることから、その普及により産業廃棄物の適正処理の一層の推進が図られる。

【TOUKAI - 0（倒壊 / 東海 - ゼロ）】

予想される東海地震による住宅等の倒壊から県民の生命を守り、被害を軽減することを目指し、旧耐震基準の昭和56年5月以前に建築された木造住宅に居住する方等へ、耐震診断や耐震補強等の実施に対して助成を行うことにより、居住者等の負担の軽減を図ることで、住宅等の耐震化を促進する事業のこと。

【PRTR法（制度）】

PRTR法は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、この法律により制度化された仕組みがPRTR制度。化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を、化学物質取扱事業者が自ら把握して毎年行政に届け出し、行政が公表する制度で、化学物質の排出・移動量の登録を通じて事業者の自主管理の改善を促し、環境リスクの低減を図ることを目的としている。

【富士山の日】

2月23日。世界に誇るべき国民の財産であり、豊かな恵みをもたらしている富士山について理解と関心を深め、富士山を愛する多くの人々とともに、富士山憲章（平成10年11月18日に静岡県と山梨県とが共同して制定したものをいう。）の理念に基づき、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として、平成21年に県条例で定めた。

【ふじのくに森の町内会】

「しずおか未来の森サポーター」制度のメニューのひとつ。通常用の紙代に10%（15円/kg）を上乗せした「間伐に寄与する紙」を環境意識の高い企業や団体に購入してもらい、その費用により林地残材を搬出し森林資源の有効利用に充てる仕組み。「間伐に寄与する紙」は、CSR報告書やちらしなどの印刷物に使用し、その印刷物には「ふじのくに森の町内会」のロゴマークが表示される。平成21年10月から本県独自で取り組んでいる制度である。

【もりづくり県民税】

荒廃した森林を再生し、良好な森林環境を保全するための「森の力再生事業」を行う財源に充てるために平成18年度から導入された県税のこと。県民税均等割に上乗せする形で個人は年400円、法人は年1,000円～40,000円を徴収しており、課税期間は、平成27年度まで。

【リバーフレンドシップ】

河川愛護活動をしている住民や団体に対し、清掃活動等に必要な物品等の支援を行う制度。現在、地域で活動している住民や団体、今後新たに活動を始めようとする住民や団体が支援の対象となる。物品の支援または貸付の対象としては、軍手、縄、番線などの消耗品のほか、スコップ、一輪車、鎌、草刈機等の器材、障害保険への加入など、本制度の趣旨に合うものならば可能となる。

【ワンド】

湾処と書く日本語で、川などでの小さな入江やくぼみのこと。水の流れが穏やかかほとんどないので、稚魚などの生息場となる。

第3次静岡県環境基本計画策定の経過

年 月	事 項
平成21年 6月～ 7月	平成21年度県政世論調査 「環境問題に関する意識」の調査
平成22年 2月	静岡県環境政策推進委員会幹事会 静岡県環境審議会 ・「第3次静岡県環境基本計画の策定」について諮問 ・企画部会に付託
3月	平成21年度第1回企画部会 ・第2次計画の成果と課題や2020年に向けた環境施策の方向性について審議
6月	平成22年度第1回企画部会 ・10年後の社会のイメージやそれに向けた取組について審議 環境問題地域意見交換会（焼津市、浜松市）
7月	環境問題地域意見交換会（沼津市） 平成22年度第2回企画部会 ・環境審議会への中間とりまとめ報告案について審議
9月	平成22年度第2回環境審議会 ・企画部会の中間とりまとめについて審議
11月	平成22年度第3回企画部会 ・重点的取組、環境指標等について審議
12月 ～平成23年 1月	第3次静岡県環境基本計画（中間案）パブリックコメント
1月	平成22年度第4回企画部会 ・部会最終案について審議
3月	平成22年度第3回環境審議会 ・答申案について審議 静岡県環境審議会会長から知事に対し「第3次静岡県環境基本計画」について答申 静岡県環境政策推進委員会

静岡県環境審議会委員名簿

(平成23年3月1日現在)

区分	氏名	職名	企画部会
会長	佐藤 義夫	東海大学海洋学部 教授	
副会長	岩堀 恵祐	静岡県立大学環境科学研究所 教授	部会長
副会長	川口 良子	(株)川口建築都市設計事務所 専務取締役	
委員	池ヶ谷 のり子	(株)河村式椎茸研究所 主任研究員	
委員	板井 隆彦	元静岡県立大学食品栄養科学部 准教授	
委員	伊藤 育子	静岡県議会暮らし環境委員会 委員長	
委員	大場 鉦一	静岡県森林組合連合会 常務理事	
委員	大平 展子	特定非営利活動法人夢未来くんま 副理事長	
委員	勝又 さつき	特定非営利活動法人エコハウス御殿場 理事長	
委員	狩野 謙一	静岡大学理学部 教授	
委員	剣持 万枝	生活の森清水 代表	
委員	小林 昭子	静岡県消費者団体連盟 会長	
委員	坂田 昌弘	静岡県立大学環境科学研究所 教授	
委員	佐竹 哲郎	静岡県環境保全協会 副会長	
委員	下位 香代子	静岡県立大学環境科学研究所 教授	
委員	杉山 恵子	入野漁業協同組合 理事	
委員	平井 一之	(社)静岡県環境資源協会 専務理事	
委員	福井 康博	静岡県農業協同組合中央会 農政営農部長	
委員	水永 博己	静岡大学農学部 教授	
委員	山田 辰美	富士常葉大学社会環境学部 教授	

(前委員)

区分	氏名	職名 (役職名は、委員就任時のもの)	企画部会
前会長	小嶋 睦雄	静岡大学名誉教授	
委員	竹内 三紀子	生活の森静岡代表	
委員	林 芳久仁	静岡県議会県民委員会委員長	
委員	春田 亜紀	野生動物ワークショップHAL代表	

(平成21、22年度の策定過程で審議いただいた委員。会長、副会長を除き50音順、敬称略)

静岡県環境基本条例

平成 8 年 3 月 28 日
条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (第 9 条 - 第 22 条)

第 3 章 地球環境の保全 (第 23 条・第 24 条)

附則

私たちの静岡県は、富士山、南アルプス、駿河湾、浜名湖などを擁し、温暖な気候と多様な自然環境に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により今日の豊かな社会を築いてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるような環境への負荷を与えることとなり、すべての生命の生存基盤である地球の環境にまで大きな影響を及ぼすようになってきた。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での私たちの権利であるとともに、良好で快適な環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、自然のもたらす恵みなくしては生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動の在り方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と地域特性を生かした自然と人との共生の確保に努め、美しい県土を創造していかなければならない。

このような認識の下に、私たちは、共に力を合わせて、地球的視野に立った環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(一部改正 [平成19年条例42号])

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオ

ゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、県民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに良好で快適な環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた本県の地域特性を生かし、自然と人との共生を確保することを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることにかんがみ、国際的な協力の下に積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、環境の保全及び創造を図る上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町が行う環境の保全及び創造のための施策を支援し、これに協力するように努めるものとする。

（一部改正 [平成19年条例42号]）

（市町の責務）

第5条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（一部改正 [平成19年条例42号]）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境を適正に保全するため、自然環境の破壊の防止に努め

るほか、植生の回復、緑地の造成その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(一部改正 [平成19年条例42号])

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(一部改正 [平成19年条例42号])

(静岡県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした静岡県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により設置された静岡県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。

(1) 必要かつ適正な財政上の措置その他の措置

(2) 適正かつ公平な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置を講ずることが特に必要と認められるときは、そのために必要な措置

(公共的施設の整備等の推進)

第14条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための

公共的施設の整備並びに自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業その他の環境の保全及び創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第16条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化、希少野生動植物の保護その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 県は、第16条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第19条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、環境の保全及び創造に関する研究の実施及び技術の開発並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第20条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(公害に係る紛争の処理等)

第21条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決に努めるとともに、公害に係る被害者の救済について必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 県は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全

(地球環境の保全に資する行動指針の策定等)

第23条 県は、県、市町、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定めるとともに、これに基づく行動を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(一部改正 [平成19年条例42号])

(地球環境の保全に関する国際協力の推進)

第24条 県は、国、国際機関その他の団体等と連携し、地球環境の保全に関する調査及び研究の実施、情報及び技術の提供等を効果的に行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(静岡県公害防止条例の一部改正)

2 静岡県公害防止条例(昭和46年静岡県条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(静岡県自然環境保全条例の一部改正)

3 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(静岡県立自然公園条例の一部改正)

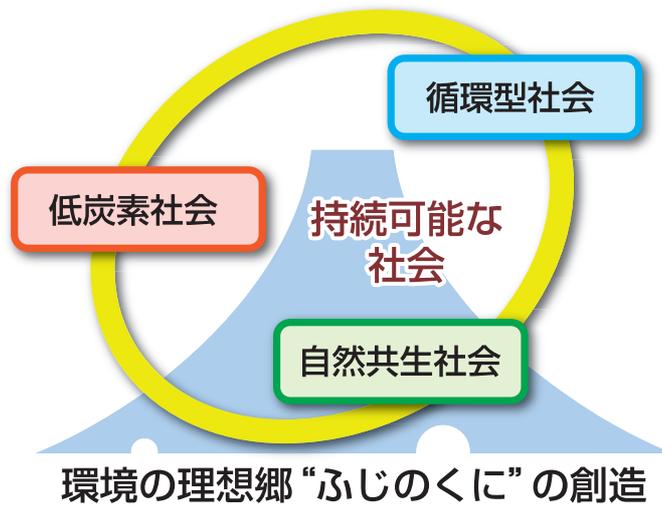
4 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



この印刷物に使用した紙の価格には、林地に捨てられる間伐材を資源として活用する費用の一部が含まれています。

静岡県 暮らし・環境部 環境局 環境政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL: 054-221-2421 FAX: 054-221-2940

E-mail: kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp